

# 新型コロナウイルス感染症

## 「これまでの対応の点検と今後の取組」

令和2年10月

札幌市

# 目 次

1	目的	P 1
2	点検の方法	P 1
3	感染状況	
(1)	感染経緯の概要	P 2
(2)	新規感染者数（濃厚接触の有無別）の状況	P 2
(3)	感染者数等の推移	P 3
(4)	患者数等の推移（入院患者・宿泊療養・重症者）	P 3
(5)	検査数及び陽性率の推移	P 4
(6)	年代別感染者数の割合	P 4
4	これまでの対応の点検	
(1)	時系列対応状況	P 5
(2)	感染者対応	P 8
(3)	市民生活への影響	P 13
	＜生活全般＞	P 13
	＜子育て＞	P 14
	＜高齢者＞	P 16
	＜障がい者＞	P 17
	＜就業＞	P 18
	＜事業者＞	P 19
	＜学校＞	P 21
	＜市有施設＞	P 23
	＜外出自粛＞	P 24
	＜休業要請＞	P 24
	＜行政運営＞	P 25
(4)	庁内の組織体制	P 27
(5)	国や北海道等との連携	P 30
5	専門家からの意見等	P 32
6	今後の取組	
(1)	感染者対応	P 33
(2)	市民生活への影響	P 34
	＜生活全般＞	P 34

＜子育て＞	.....	P 35
＜高齢者＞	.....	P 35
＜障がい者＞	.....	P 36
＜就業＞	.....	P 36
＜事業者＞	.....	P 36
＜学校＞	.....	P 37
＜市有施設＞	.....	P 38
＜外出自粛＞	.....	P 38
＜休業要請＞	.....	P 38
＜行政運営＞	.....	P 38
(3) 庁内の組織体制	.....	P 38
(4) 国や北海道等との連携	.....	P 39

## 7 参考資料

(1) 札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（札幌市感染症対策本部会議）の開催等	.....	P 40
(2) 札幌市内における集団感染発生状況	.....	P 56
(3) 北海道におけるアラート指標及び警戒ステージ等	.....	P 56
(4) 市民・事業者への支援策一覧	.....	P 59
(5) 感染者対応の整備状況	.....	P 65

### 【別添資料】

介護老人保健施設「茨戸アカシアハイツ」における新型コロナウイルス感染症集団発生に係る検証報告書

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症については、世界中で感染拡大が進み、札幌市においても令和2年2月から3月までの間の「第1波」、4月以降の「第2波」の2度の感染拡大により、市民生活や社会経済活動に大きな打撃を受けたところ。

特に第2波では、当時、人口比で国内最大規模の感染者を札幌にもたらし、市内の医療機関は、新型コロナウイルス感染者の治療に大きな資源を投入せざるを得ず、それ以外の患者治療も含めた医療提供体制の維持に大きな支障が生じる事態となった。

この点検は、令和2年8月までの間における、新型コロナウイルス感染症への札幌市の対応について、その内容と効果を振り返るとともに、課題や問題点などを明らかにし、今後の新型コロナウイルス感染症の再流行（「第3波」以降）における対応策を事前に検討・構築することで、今後の備えとすることを目的とするものである。

なお、今回の点検は第3波に備えて中間的・暫定的に実施するものであり、札幌市の新型コロナウイルス感染症への対応に係る最終的な検証は、事態収束後に実施することを予定している。

## 2 点検の方法

新型コロナウイルス感染症への対応では、これまで札幌市の各部局において、様々な感染症対策や、市民・事業者の皆さんへの支援策実施、庁内体制の整備、関係機関との連携などの対応を講じてきた。

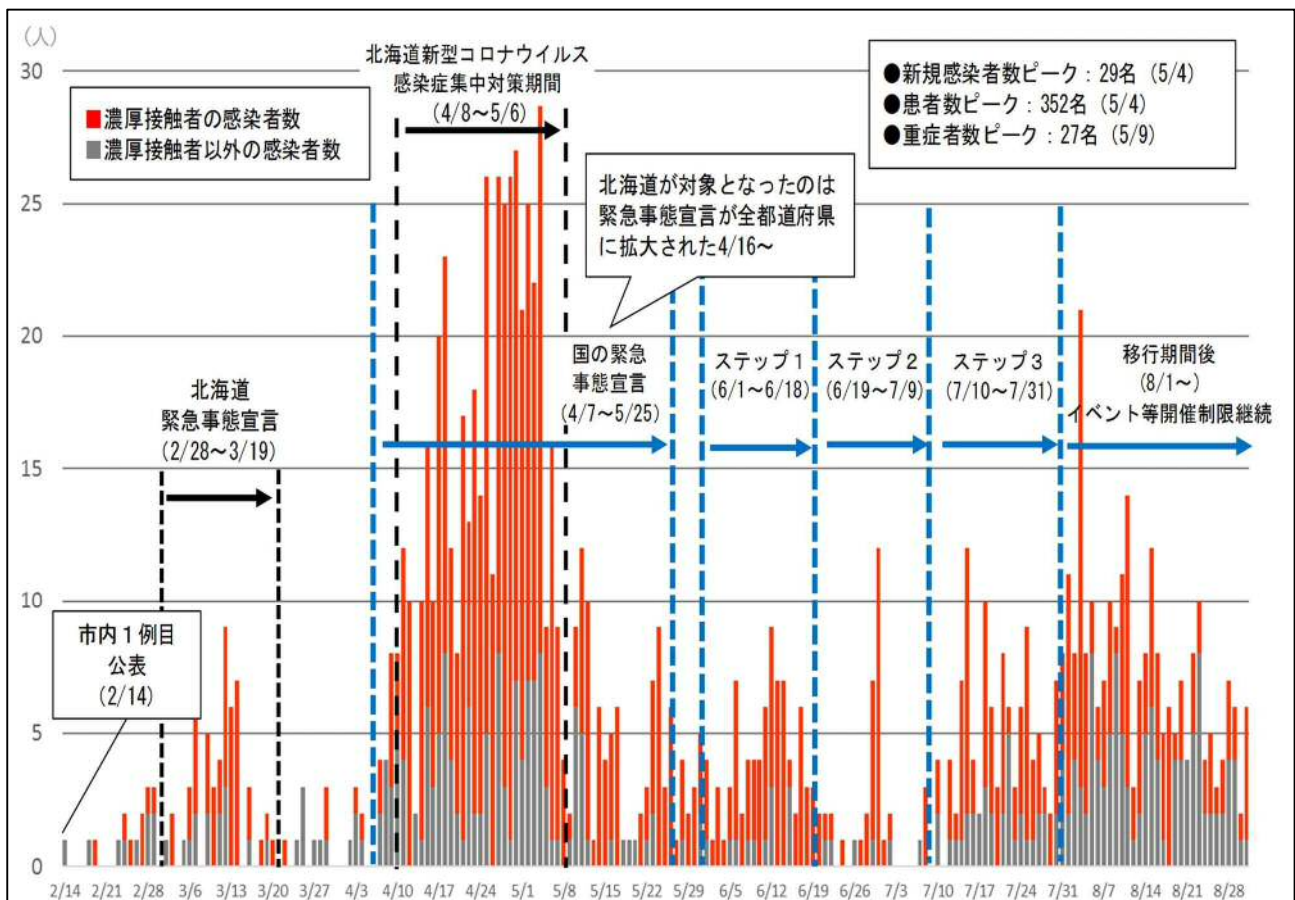
今回の点検では、実施部局が自らの対応について自己点検し、課題や問題点を抽出し、今後の取組を検討するものとした。

### 3 感染状況

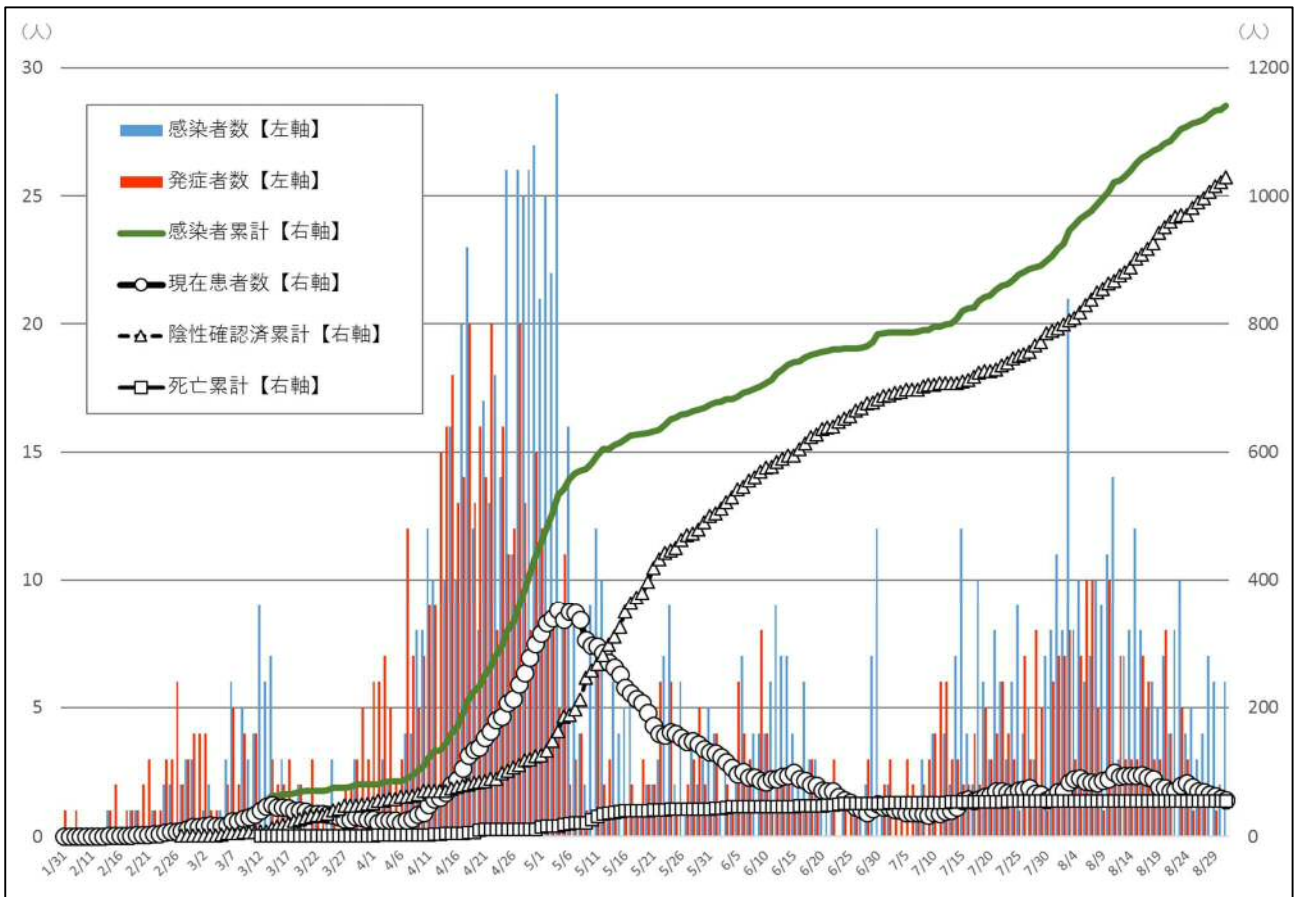
#### (1) 感染経緯の概要

- 北海道では、令和2年1月28日に中国・武漢からの旅行者の感染が判明。札幌市では、2月14日に、市内1例目が確認されたのを始まりに、その後、複数の感染者が確認される日が相次ぎ、いわゆる「第1波」が形成された。
- 第1波では、ライブバーで集団感染が発生し、9人の陽性者が確認されたが、3月下旬には感染者数が減少し、ゼロの日もあった。
- 4月上旬から複数の医療機関や介護施設での集団感染が確認され、第2波を形成。4月下旬には、第2波最大となる茨戸アカシアハイツでの集団感染が発生した。92人が陽性となり、そのうち17人が亡くなった。
- 5月4日には、1日の新規感染者が過去最多の29人となった。
- 5月の大型連休後、新規感染者数は落ち着いたものの、5月下旬からはスナックや喫茶店などでの昼間のカラオケが感染経路と考えられる集団感染が、高齢者を中心に複数発生した。
- 7月からは、接待を伴う飲食店が感染経路と考えられる事例が発生し、また、自宅におけるグループでの飲酒やドライブといった共通した行動歴が見られる例など、20・30歳代の感染者数の割合が増加した。

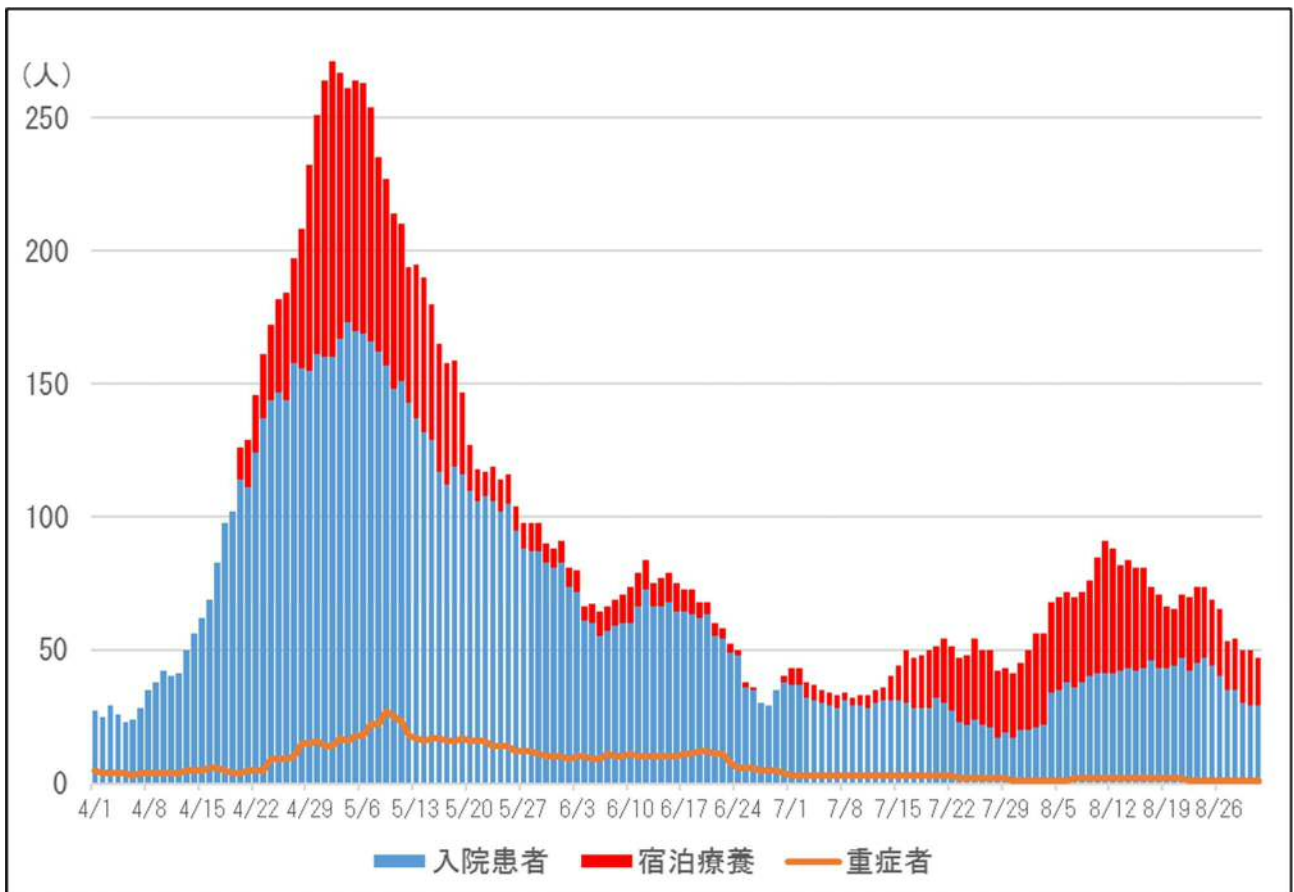
#### (2) 新規感染者数（濃厚接触の有無別）の状況



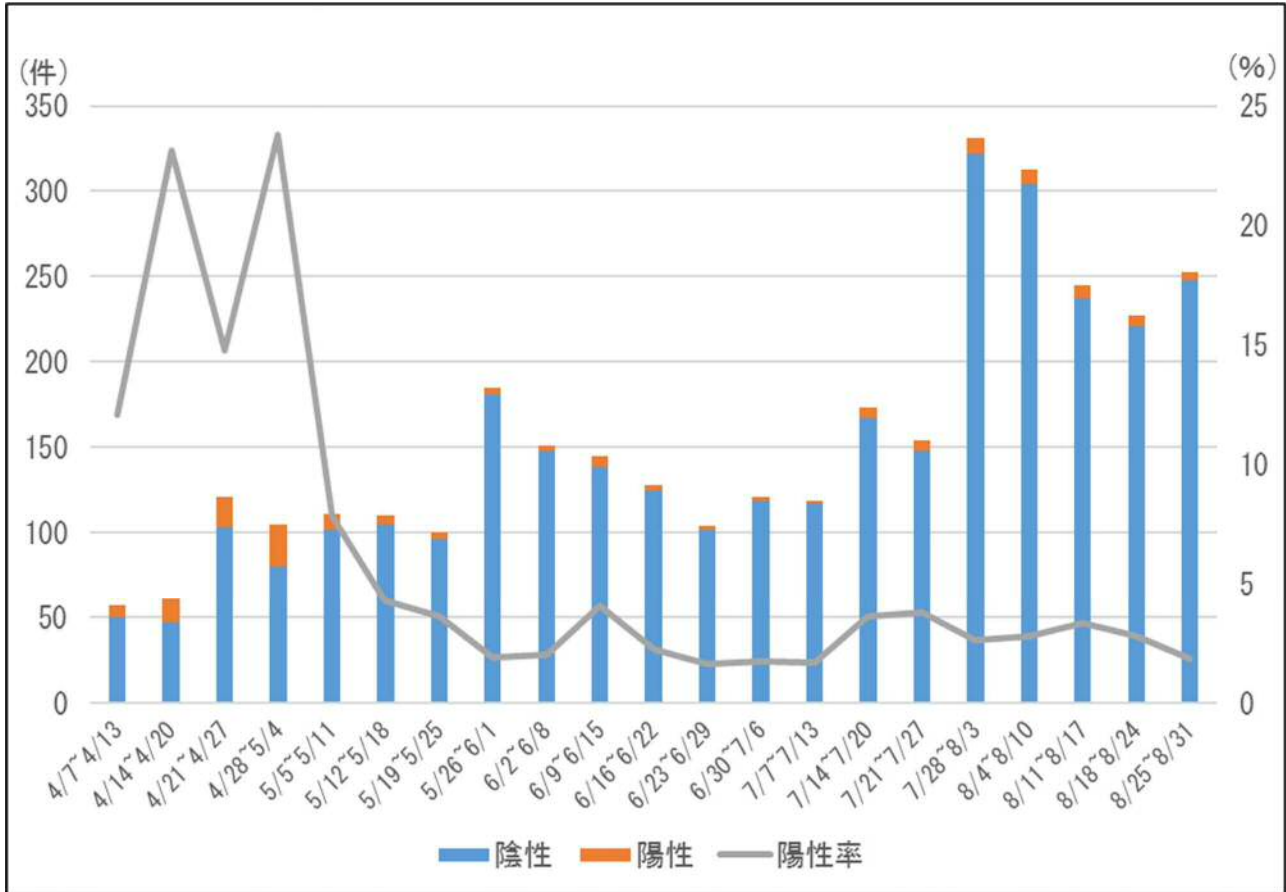
(3) 感染者数等の推移



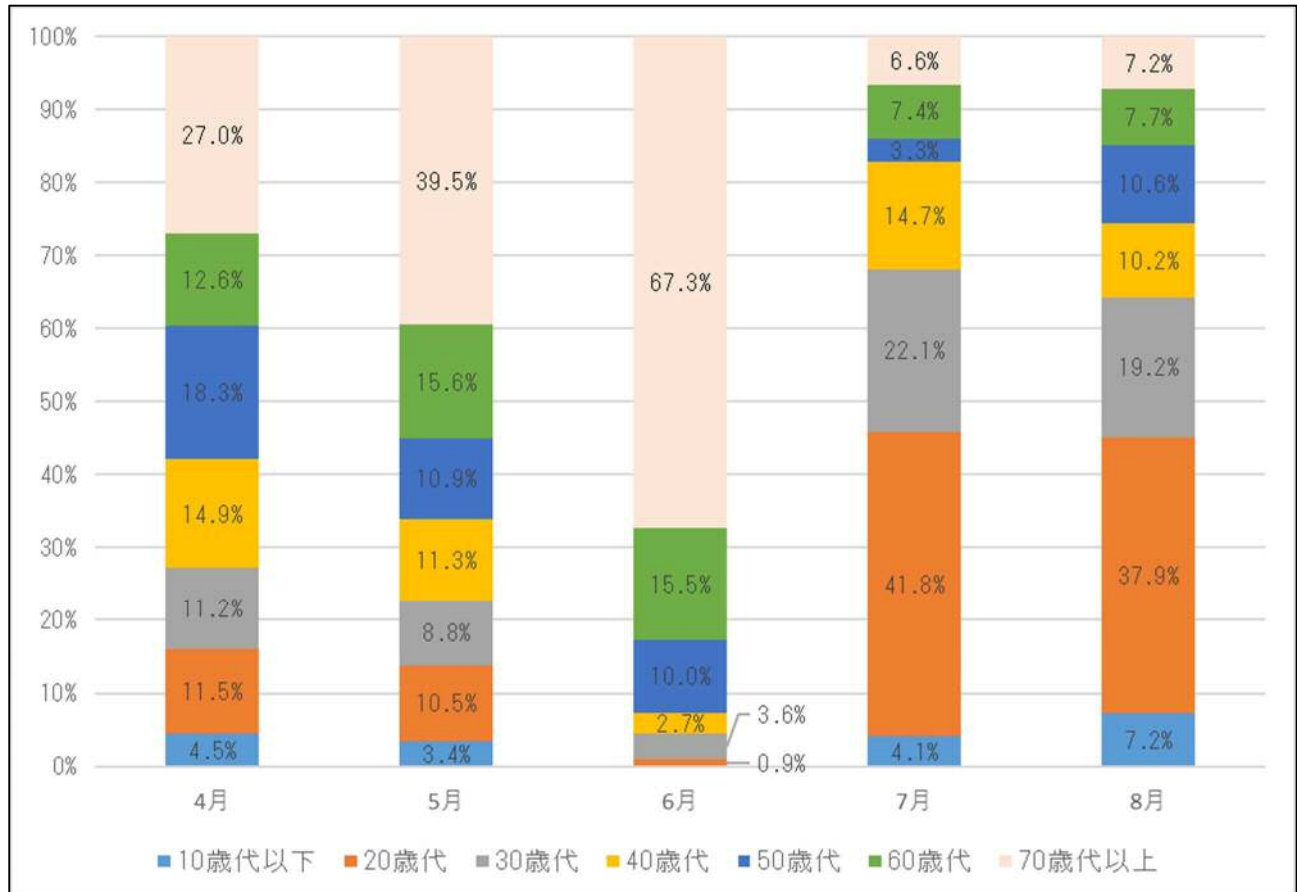
(4) 患者数等の推移（入院患者・宿泊療養・重症者）



(5) 検査数及び陽性率の推移



(6) 年代別感染者数の割合



## 4 これまでの対応の点検

### (1) 時系列対応状況

- 1月29日 新型コロナウイルス肺炎関係緊急会議を開催
- 1月30日 第1回感染症対策本部会議を開催
- 2月14日 札幌市で最初の感染者を発表
- 2月18日 第2回感染症対策本部会議を開催
- 2月22日 第3回感染症対策本部会議を開催
- 2月28日 北海道が独自の緊急事態宣言（～3月19日）を発令。市立小・中学校の臨時休業
- 2月29日 第4回感染症対策本部会議を開催
- 3月3日 全庁横断的な情報共有や対策検討等を行い、札幌市感染症対策本部会議を補佐することを目的に、感染症対策室を保健福祉局に設置
- 3月14日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行
- 3月17日 第5回感染症対策本部会議を開催
- 3月20日 北海道知事と札幌市長の意見交換を実施
- 3月23日 第6回感染症対策本部会議を開催
- 3月27日 第7回感染症対策本部会議を開催
- 4月1日 感染症対策室を危機管理対策室に移管
- 4月2日 第8回感染症対策本部会議を開催
- 4月7日 政府が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において緊急事態宣言（4月7日～5月6日）を発令。同宣言発令に伴い、特措法第34条に基づく市町村対策本部として「札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- 4月8日 第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- 4月10日 第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- 4月12日 北海道・札幌市緊急共同宣言（市内における接触機会の低減（外出自粛、市内小・中・高等学校の休業要請、公共施設の休業・休館）、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛、緊急事態宣言地域との往来自粛、医療提供体制の充実・強化（宿泊療養施設等の準備））を発表
- 4月13日 第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- 4月16日 政府が緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大（北海道が「特定警戒都道府県」に指定）
- 4月17日 新型コロナウイルス感染症対策に係る北海道と札幌市の意見交換を実施。北海道が特措法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための緊急事態措置（～5月6日まで）を決定（感染防止の徹底、外出自粛の要請等、催物の開催自粛の要請、「北海道ソーシャルディスタンス」の促進）
- 4月18日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- 4月20日 北海道における緊急事態措置が改訂され、休業要請などを追加



- 4月24日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- 4月30日 北海道知事・札幌市長共同会見を開催  
北海道知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長の連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」（札幌市民へ外出自粛、道民への札幌との往来自粛、都道府県間の往来自粛を要請）、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」（医療関係者への感謝の意、厳しい体制となるゴールデンウィーク期間中の協力をお願い）を発表
- 5月1日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- 5月4日 政府が緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長
- 5月5日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- 5月6日 国の緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置が5月31日まで延長
- 5月8日 北海道知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長の連名による緊急メッセージ第2弾を発表
- 5月14日 政府が39県の緊急事態宣言を解除（北海道を含む8都道府県は特定警戒都道府県への指定を継続）
- 5月15日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催  
北海道知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長の連名による緊急メッセージ第3弾を発表  
北海道における緊急事態措置が改訂され、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除
- 5月22日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- 5月25日 国が緊急事態宣言を解除
- 5月26日 第9回感染症対策本部会議を開催  
※国の緊急事態宣言解除を受け、特措法に基づき設置していた「札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止
- 5月29日 北海道が「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定
- 5月30日 第10回感染症対策本部会議を開催
- 6月1日 北海道が全ての施設の休業要請を解除、外出自粛やイベント開催制限の段階的緩和が開始（ステップ1：6月1日～18日）
- 6月18日 北海道知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長との意見交換（Web会議）を実施  
第11回感染症対策本部会議を開催
- 6月19日 北海道の「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2（6月19日～7月9日）」に移行
- 7月9日 第12回感染症対策本部会議を開催
- 7月10日 北海道の「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ3（7月10日～31日）」に移行
- 7月17日 「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」（すすきの地区対策）を設置
- 7月23日 すすきの地区臨時PCR検査センターを開設

- 7月27日 北海道は「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づく、「ステップ3」の適用を8月末まで延長
- 7月28日 第13回感染症対策本部会議を開催
- 8月25日 北海道は「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づく、「ステップ3」の適用を当面9月末まで延長
- 8月27日 第14回感染症対策本部会議を開催

※ 感染症対策本部会議14回、新型コロナウイルス感染症対策本部会議9回の詳細については7参考資料(1)「札幌市感染症対策本部会議（札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議）の開催等」を参照

## (2) 感染者対応

### ① 相談・検査体制

#### 取組

##### (ア) 相談体制

- 2月7日に帰国者・接触者相談センターを設置し、同月14日には、一般電話相談窓口を設置した。相談件数の増加に合わせ、回線数の増や民間派遣会社を活用して対応者を増員するなど、相談体制を拡充している。
- 帰国者・接触者相談センターには、4月に1日平均351件の相談が寄せられ、5月7日の1日492件がピークであった。その後、8月も1日平均304件と依然として多数の相談が寄せられた。応答率は、4月には約4割であったが、相談体制の強化により、6月以降は約9割となった。
- 一般電話相談窓口では、体調不良により不安を訴える相談や個別案件（集団感染等）への対応を行っており、4月に1日平均445件、8月に1日平均242件と多くの相談が寄せられた。

##### (イ) 検査体制

- 2月から4月までは、札幌市内のPCR検査は札幌市衛生研究所を中心に行われ、新規検査人数は4月末日までに2,712人となった。
- 5月1日にPCR検査センターを設置し、検査時間を増やすなどの強化を図り、1日当たりの検体採取を36検体から8月末には100検体（平日）とした。また、民間機関への検査委託等を進め、6月からは1日の検査可能件数は580検体となった。
- 各検査機関における唾液検査の導入のほか、札幌市衛生研究所においても、検査時間短縮のための試薬を導入し、感染者の更なる早期発見に向け、札幌市における検査体制の強化を図り、新規検査人数は8月末日までに、24,160人となった。
- 7月には、接待を伴う飲食店に関連する感染者が増加したことから、すすきの地区に臨時のPCR検査センターを開設するとともに、店舗に出向いて検査を行う「出前型PCR検査」を開始するなど、検査体制を強化した。8月末までにすすきの地区で行ったPCR検査数は1,712人となった。

##### (ロ) 検体の回収・搬送体制

- 検査の実施にあたっては、検体採取機関から検査機関まで検体を運搬する必要があるが、検査数の増加に伴い、これらの業務も増加している。そのため、職員体制の増強に加え、6月からは民間運送会社に検体回収・搬送業務を委託した。

#### 効果

- 相談件数の増加に応じて、相談体制を順次整備することで、検査が必要な方を検査へとつなげる体制を維持することができた。
- 検査機関の拡充や唾液検査の導入などにより、検査可能数を拡大し、早期受検・早期発見につなげることができた。
- 接待を伴う飲食店の感染傾向を捉え、早期受検が可能となる検査体制を整備

したことにより、感染拡大を一定程度抑えることができた。

- 検体回収・搬送を委託したことで、保健所業務の効率化を図ることができた。

#### 課題

- 季節性インフルエンザ流行期における検査需要の増加に対応できる相談体制や検査体制を構築する必要がある。
- 検査が必要な方を早期に発見し、受診につなげるために、効率的な検体採取方法や検査場所について検討を進めるとともに、検体回収・搬送体制のより一層の整備が必要である。

## ② 疫学調査・集団感染対策

#### 取組

##### (7) 積極的疫学調査

- 陽性者の発生後、行動調査を開始し、感染源や感染状況の把握、濃厚接触者の特定などを行っている。併せて、濃厚接触者の健康観察を行い、PCR検査を実施していくという積極的疫学調査を実施してきた。
- 調査の実施に当たり、保健所職員だけではなく、全庁各部局の保健師職のローテーション配置や衛生職などの応援により増員を図るほか、一部の調査業務は派遣会社からの看護師職を活用するなど、感染拡大傾向の中でも、調査能力を維持する体制を整備した。
- 調査結果からリスクの高い行動や要因を分析し、関係機関や事業者等と連携しながら、ターゲットを絞った注意喚起を行うなど感染拡大防止策を実施した。

##### (1) 集団感染対策

- 医療機関や高齢福祉施設等において集団感染が疑われる事例が発生した際には、感染状況を正確・迅速に把握するため、立ち入り調査を実施するなど早期に介入し、また、必要に応じ現地対策本部を設置し、感染拡大防止や早期終息に向けた支援を行った。

※ 集団感染の発生状況については、7参考資料(2)「札幌市内における集団感染発生状況」を参照

- 医療機関や福祉施設等における集団感染の発生時には、医療従事者が不足する可能性があることから、6月には医療従事者の人材調整機能を整備した。集団感染の発生時には、施設側と登録者のマッチングを行い、医療従事者を派遣し、各施設の事業継続を支援した。
- 医療機関向け院内感染対策セミナーのほか、介護・障がい者支援施設向け研修会の開催や研修動画の周知、感染対策マニュアルの作成など、医療や福祉施設の感染管理対策の強化を支援した。

#### 効果

- 積極的疫学調査の実施により、感染疑い事例や濃厚接触者を把握し、早期受検につなげるなど、6月以降の社会経済活動の制限が緩和される中においても、感染拡大の規模を一定程度抑えることができた。
- 集団感染が疑われる事例への早期介入や必要に応じた現地対策本部の設置、国の専門機関等との連携など、集団感染対策を重点的に実施し、リスクの高い

医療機関や福祉施設等での集団感染の早期終息につなげることができた。

- 感染拡大防止策として、北海道のアラート指標と合わせ、感染状況のモニタリングを市公式ホームページにて発信するほか、疫学調査の結果、共通する行動歴等からの注意喚起を行い、市民への行動変容を促した。
- ※ 北海道のアラート指標については、7参考資料(3)「北海道におけるアラート指標等」を参照

#### 課題

- 感染まん延防止のため、疫学調査や集団感染対策は即時性かつ機動性が求められる業務であり、調査の質を担保しつつ継続的に実施できる職員体制や人材の育成などが必要である。
- 疫学調査によるリスク要因の分析と、それらに基づくターゲットを絞った注意喚起など、感染拡大防止策の効果的な情報発信について、継続的に実施していく必要がある。
- 茨戸アカシアハイツにおける集団感染の検証において、医療・介護職員の確保を迅速に行う仕組みや介護が必要な高齢者の受入病床確保、感染管理対策の職員への周知徹底などの課題があり、これらを踏まえた集団感染対策が必要である。
- ※ 茨戸アカシアハイツにおける集団感染の検証については、別添資料を参照

### ③ 医療提供体制

#### 取組

##### (7) 医療提供体制

- 感染者数の増加に応じて、市内医療機関へ受入病床数の増加について協力を依頼した。医療機関間での役割分担や段階的な病床稼働について、市内医療機関との協議を経て、入院病床として対応可能な病床数は、4月の171床から、5月以降は350床となった。
- 協力医療機関等の負担軽減のため、財政的な支援も順次実施した。北海道と連携し、空床確保医療機関への補助のほか、入院・検査に係る設備整備や、院内感染防止対策に係る補助制度等を構築した。また、札幌市が主体となって実施する制度として、陽性患者や疑似症患者の入院受入補助や救急・周産期・小児のコロナ疑い患者を受入機関に対する感染防止対策補助を新設し、医療体制を整備した。
- 陽性判明後、入院先・転院先の調整に当たっては、市内医療機関等の医師の協力を得て実施した。陽性患者等の医療機関等への搬送にあたっては、市内で発生が確認された当初から保健所と消防局で連携して取り組むとともに、レンタカーの活用やタクシー会社の協力を得て実施した。8月末現在では、26台の民間車両を確保し、濃厚接触者などPCR検査が必要な方で検査場までの交通手段がない方の搬送も含め、4月からの搬送累積人数は約2,500人となった。

##### (4) 宿泊療養施設

- 無症状者及び軽症者で必ずしも入院が必要な状態ではないと判断された方の安静・療養を行う施設として、北海道と連携し、4月20日に1か所目の宿泊療

養施設を設置した。6月までに、市内に3か所の施設を設置し、最大で計930室を確保し、うち1か所については5月22日から臨時の医療施設と位置付けた。

- 8月末日では、2か所の施設を閉鎖したが、670室と十分な室数を確保している。施設の運営は、医師会や看護協会等の協力による医療従事者と、市職員が担ってきたが、順次民間会社への業務委託の範囲を適宜拡大し、効率的な体制整備を図った。

(り) 高齢者対策

- 高齢の陽性者は、症状回復後も検査結果が陰性となるまで受入医療機関の病床で療養を続ける状況であったため、5月30日以降、回復期にある高齢患者の療養病床を有する医療機関を確保した。また、陰性確認後においても他疾患や偽陰性の恐れなどから、入院が必要な高齢者を受け入れる医療機関についても確保し、高齢者に対する医療の提供に対応した。

(い) 医療物資の保管・提供体制

- 感染者の増加に対応するため、医療用ガウンやサージカルマスクなどの医療物資を調達し、医療機関等へ提供。入手困難なものは、市内事業者等への製造依頼や海外からの調達も行うなど、保健所と物資担当班（経済観光局）が連携して取り組んだ。
- 4月末から8月末までの間、市民や民間企業からの寄付等も合わせて、医療用ガウン46万枚、サージカルマスク94万枚等を調達し、医療機関や福祉施設等に提供した。また、備蓄倉庫については、市有施設2か所を活用した。

(わ) 医療従事者に対する応援、差別・偏見の撲滅

- 医療従事者やエッセンシャルワーカーを支援し、差別・偏見を撲滅するため、5月より、「札幌市医療従事者応援プロジェクト」として、応援メッセージの募集・発信（8月末現在750件）したほか、6月には、市内8施設によるブルーライトアップを実施した。
- 「新型コロナウイルス札幌ささえあい基金」寄付の募集、医療物資の提供など、医療従事者及び医療提供体制の支援を実施した。

**効果**

- 4月からの急激な感染拡大期には、病床のひっ迫が見られたが、医療機関の協力や保健所への医師の派遣等により、病床数の整備や円滑な入院調整を実施することができた。
- 北海道との連携により、宿泊療養施設を短期間に開設し、市職員が主体的に運営に携わるなど、医療提供体制の整備に寄与した。
- 4月には、全国的な医療物資不足から必要物資の確保が困難な状況もあったが、新たな供給ルートを積極的に開拓しながら調達を行うとともに、国や北海道などからの支援により、希望する医療機関への物資提供が滞る状況には至らなかった。

**課題**

- 今後も、感染状況の拡大や季節性インフルエンザの流行による発熱患者の増加を見据えた医療提供体制の整備が必要である。また、感染症以外の疾患等に

対応する体制の維持も必要である。

- 感染者や濃厚接触者、医療・介護従事者やその家族への差別・偏見の根絶に向けた取組を継続していく必要がある。

## 【総括】

- 4月からの感染拡大期には、相談・検査体制、疫学調査・集団感染対策、医療提供体制が感染者の増加に追いつかない状況も見られたが、医療機関の協力も得て、整備を進め、8月末では十分な体制を構築した。
- 季節性インフルエンザの流行期には、インフルエンザり患疑い者と新型コロナウイルス感染疑い者が混在する発熱者が増加する見込みであるため、相談・検査体制や発熱患者の受入・診療体制など適切な医療体制の構築が急務であり、北海道や関係機関等と連携した感染者対応策の実施が必要である。
- 業務の委託化等民間活用を進めるなど、職員負担の軽減策を検討し、持続可能な感染症対策の体制構築が必要である。

### (3) 市民生活への影響

#### <生活全般>

##### ① 「生活支援ガイド」の発行

###### 取組

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、不安を抱えることとなった市民や事業者の皆さん向けに生活面や経済的な支援などの各種支援策を取りまとめた冊子として「生活支援ガイド」を発行し、随時更新した。(8月末現在で24回更新)

※ 札幌市が実施した支援策については7参考資料(4)「市民・事業者への支援策一覧」を参照

###### 効果

- 市民や事業者の皆さんが必要な支援策を検索し、適切に申請・受給することが可能となった。

###### 課題

- 最新情報への更新を迅速に行うための対策の検討が必要である。

##### ② 感染状況・感染拡大防止策等の情報発信

###### 取組

- 市公式ホームページ、Twitter、YouTube、地上デジタルテレビのデータ放送、ラジオ、スマートフォンアプリ、広報さっぽろ、サイネージ等を活用し、感染状況や感染拡大防止策の情報を発信した。(1月～)
- 市民や事業者の皆さんによるコロナ関連対策を促進するため、札幌市ICT活用プラットフォームに関連データ(陽性者数、患者数、陰性確認数、死亡数、電話相談数等)をオープンデータとして公開した。(3月～)
- 市公式ホームページに「新型コロナウイルス流行とこころの健康に関して」のページを立ち上げ、市民の皆さんに向けて、メンタルヘルスに関する情報提供や「心の健康づくり電話相談」の案内を掲載した。(5月～)
- 感染拡大予防と地域活動の両立を図るための「札幌市の地域活動ガイドライン」をまとめ、町内会へ配布するとともに、市公式ホームページに掲載した。(7月～)

###### 効果

- 市内の感染状況や感染拡大防止策について広く周知することで、市民や事業者等の皆さんが正しい情報を持ち、その上で危機管理意識を高めるとともに、必要な感染拡大防止策の実行を促すことができた。

###### 課題

- 情報発信の効果を高めるため、頻度・時期・内容等の最適化や各種媒体に応じた手法の構築及びオープンデータ化の促進が課題である。

##### ③ 「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」等の啓発

###### 取組

- 北海道作成のピクトグラムをもとにした啓発ポスターを区役所等の公共施設



に掲示した。(5月～)

- マスク着用を促すため、地下鉄駅構内、車内にて、ポスター掲示、ホーム案内表示器への表示、コンコース放送等の啓発を実施した。(5月～)
- 市役所本庁舎において毎日、啓発放送を実施した。(5月～)
- 市長による啓発動画及び「新しい生活様式」の実践例を紹介する動画を作成し、Twitterや大型ビジョン等で放映した。(5月～)
- 「北海道スタイル」の実践や各場面での注意事項を効果的に分かりやすく周知することを目的に、地下鉄中吊広告、Web広告、市有施設やコンビニエンスストア店舗等へのポスター掲示などの手法による啓発キャンペーンを実施した(6月～7月)

#### 効果

- 各種媒体を活用した啓発を行うことで、多くの市民の目に触れ、行動変容の促進につなげることができた。

#### 課題

- 感染拡大防止と社会経済活動を両立させていくため、多くの市民や事業者の皆さんの日常に定着させていくことが課題である。

### ④ 住居喪失者等への対応

#### 取組

- 感染症対策のため、住居喪失者等の一時的な宿泊施設であるシェルターの相部屋を部分的に解消した。また、相部屋解消による定員減に対応するため、一時的に新たにホテルを借り上げた。

#### 効果

- 感染症対策を行いながら住居喪失者等対応を一定程度、維持することができた。

#### 課題

- シェルターの相部屋の解消については、近隣において他に物件を確保することが困難であり、部分的な解消にとどまってしまったことから、更なる居室の確保が課題である。
- 入所申込み時点で発熱等があっても、居所がないという事情から受け入れざるを得ないため、その場合の感染対策の検討が必要である。

## <子育て>

### ① 保育所等の運営

#### 取組

- 認可保育施設を通じ、保護者に対して登園自粛の要請や家庭保育の協力依頼を行ったうえで、家庭の事情等により、保育の必要がある場合は、園児の受け入れを実施した。(2月～6月)
- 感染拡大防止策を実施するためのマスクや消毒液の購入費用の補助を実施した。(3月～)
- 感染拡大防止策や感染者発生時の施設運営に関する情報のほか、厚生労働省

等関係機関からの通知・マニュアル等の情報を各施設に周知した。(1月～)

- 保育所等の関係者が陽性となった際に、臨時休園を実施した。

#### 効果

- 登園自粛を依頼する一方で、保育の必要がある場合に園児の受入れを行ったことにより、やむを得ない事情を抱える家庭への負担を緩和することができた。
- 感染防止に係る危機管理意識を高めるとともに、必要な感染拡大防止策の実行を促進することができた。
- 感染者が発生した際に速やかに休園することで感染拡大防止に資するとともに、保護者の不安を解消することができた。

#### 課題

- 感染拡大期におけるマスクや消毒液等の物資の入手が困難であったことから、必要数の確保に向けた対策が必要である。
- 臨時休園となった場合に、仕事を休むことが困難な利用者（例えば、医療関係者等）が利用できる保育サービスの検討が必要である。
- 保護者が安心できるように、保育所等に対し、感染症対策に関するより細やかな情報発信を実施していく必要がある。

## ② 放課後児童クラブの運営

#### 取組

- 可能な限りの在宅保育を要請したうえで、家庭の事情により、やむを得ない場合は、児童の受入れを実施した。(3月～6月)
- 感染拡大防止策を実施するためのマスクや消毒液の購入費用の補助を実施した。(3月～)
- 感染拡大防止策や感染者発生時の施設運営に関する情報のほか、厚生労働省等関係機関からの通知・マニュアル等の情報を各施設に周知した。(1月～)
- 民間の放課後児童クラブにおいて、学校施設の利用希望調査を実施し、学校・教育委員会と調整のうえ、希望のあった施設10か所の活用を開始した。(5月)
- 感染症発生時の児童会館・ミニ児童会館の取扱いについて、保護者へ周知した。(学校・児童会館からの配布及び施設内での掲示・配架、運営団体・札幌市ホームページへの掲載などによる)(7、9月)

#### 効果

- やむを得ない場合の子どもの居場所を確保することで、学校休業により、増加した家庭への負担を緩和することができた。
- 感染防止に係る危機管理意識を高めるとともに、必要な感染拡大防止策の実行を促進することができた。

#### 課題

- 可能な限り家庭での保育を要請したが、放課後児童クラブによっては、受け入れ児童が多くなることがあったことから、適切な距離を確保するための対策を講じる必要がある。
- 公設の放課後児童クラブについて、保護者のニーズを考慮した受入開始時間の検討が必要である。

- 感染拡大防止策の実施や学校休業期間における平日の午前開所や学校諸室の活用等により、放課後児童クラブ職員の負担が増大したことから、負担軽減策の検討が必要である。
- 感染拡大期におけるマスクや消毒液等の物資の入手が困難であったことから、必要数の確保に向けた対策が必要である。

### ③ 子育てサロンの運営

#### 取組

- 子育てサロン（地域主体・児童会館型・ひろば型・直営）の受入れを相談がある保護者などに限定し、その他の利用者の受入れを休止した。（3月～5月）

#### 効果

- 不特定多数の利用者の接触機会を減らすことで、感染拡大の抑止に貢献できた。

#### 課題

- サロンの休止・再開については、明確な基準がなく、社会情勢や小学校等の状況を都度参考にしていたため、検討に時間を要したことから、運営者へ迅速に通知できるようあらかじめ対策を講じる必要がある。

### ④ 市公式ホームページ等による子育て情報の提供

#### 取組

- 「さっぽろ子育て情報サイト」内に特設ページを作成し、外出自粛中の家での過ごし方や子育てに関する情報を掲載した。（4月～）
- 妊娠期から就学前までの間、子育てに役立つ情報を発信する「さっぽろ子育てきずなメール」の配信を開始した。（8月～）

#### 効果

- 外出自粛中の子育てに係るストレス緩和に一定程度、貢献することができた。

#### 課題

- 今後も「さっぽろ子育て情報サイト」及び「さっぽろ子育てアプリ」や「さっぽろ子育てきずなメール」から、より多くの子育て世帯へ日ごろから継続して、情報提供を行うことが課題である。

## <高齢者>

### ① 介護施設等への感染症対策の周知徹底

#### 取組

- 重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、介護事業所・介護施設に向けて感染症対策の周知や注意喚起を行った。

#### 効果

- 高齢者の感染防止に係る危機管理意識を高めるとともに、必要な感染拡大防止策の実行を促すことができた。

#### 課題

- 利用者がサービスを安心して利用できるよう、事業者に向けた支援を行う必要がある。
- 感染拡大期において介護施設の衛生用品が不足する事態が生じたことから、必要数の確保に向けた対策が必要である。

## ② 高齢者の日常生活への影響に係る対策

### 取組

- 外出自粛により、高齢者が家に閉じこもりがちとなる状況を踏まえ、自宅でできる介護予防体操等の啓発や困りごとの解決の対応を行った。(6月～)

### 効果

- 外出自粛中に懸念される高齢者のフレイル進行の予防や日常生活における負担の緩和に資することができた。

### 課題

- 外出自粛やその他の感染拡大防止策が長期化した場合におけるフレイル予防策の強化が課題である。
- 困りごとを抱える高齢者を把握する仕組みを検討する必要がある。

## <障がい者>

## ① 市長記者会見における手話通訳等の実施

### 取組

- 市長記者会見を手話による同時通訳のうえ、YouTubeにて生配信を行った。(4月～)
- 手話を使えないが聴覚が不自由な方(高齢者や中途聴覚障がい者)向けに、スマートフォンアプリ「UDトーク」を活用した文字の生配信も開始した。(7月～)

### 効果

- 聴覚障がい者が、リアルタイムで市長記者会見の情報を得られるようになり、市内の感染状況や感染拡大防止策等の情報の迅速な入手が可能となった。

### 課題

- 手話通訳を行っていない質疑応答について、速やかに情報提供する方法を検討する必要がある。

## ② 障がい福祉サービス等事業所への支援

### 取組

- 障害福祉サービス等事業所に向けて感染症対策の周知や注意喚起を行った。
- 障害福祉サービス等事業所に対し、衛生用品の購入費や利用者の在宅就労等の推進に必要な経費等を補助した。

### 効果

- 障害福祉サービス等事業所の感染防止に係る危機管理意識を高めるとともに、必要な感染拡大防止策の実行を促すことができた。
- 障害福祉サービス等事業所における感染症対策を強化することができた。

### 課題

- 障害福祉サービス等事業所における感染症対策の更なる徹底が必要である。
- 感染者等が発生した障害福祉サービス等事業所に対する支援の更なる充実を図っていくことが必要である。

## <就業>

### ① 就業サポートセンターの事業

#### 取組

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や休業を余儀なくされた方の支援を目的とした「新型コロナ特別就業専門相談窓口」を就業サポートセンター内に開設した。(4月～)

#### 効果

- 専門窓口を開設し、常駐の相談員を配置することで、離職者等の個別の状況に応じた再就職の支援ができた。
- 正社員求人や急募求人等の求職者のニーズに応じた「コロナ対策求人」の確保等に努め、8月末時点で窓口の利用件数は延べ442件、就職件数は19件となった。

#### 課題

- 正社員求人や急募求人等の求職者のニーズに応じた「コロナ対策求人」の更なる充実が課題である。

### ② 再就職支援事業

#### 取組

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職等を余儀なくされ求職活動を行っている方等を対象として、座学研修及び職場実習、並びに希望者については職業訓練を通じて再就職を支援する「さっぽろ雇用セーフティプロジェクト業務」を実施した。(6月～)

#### 効果

- 座学研修及び職場実習中は研修給付金を支給することで、経済的な支援も含めて再就職を支援することができた。
- ハローワークでのチラシ配りや新聞折込チラシの実施、コンビニエンスストアへの周知カードの設置など幅広い広報活動により、8月末時点で約200名の求職者が参加した。

#### 課題

- 感染症による離職者や人手不足の企業に向けた継続的な就職支援の更なる充実が課題である。

## <事業者>

### ① 新たな融資制度の創設

#### 取組

- 新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の中小企業者等に対し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、融資制度として「新型コロナウイルス対応支援資金」を速やかに創設し、融資枠や信用保証料の全額補助等の拡充を随時実施した。(2月～)

#### 効果

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が事業を継続するための資金繰りの支援が可能となった。

#### 課題

- 融資枠等の更なる拡充に向けた予算の確保が課題である。

### ② 「感染予防対策ガイドライン」の作成・公表

#### 取組

- 北海道の休業要請対象施設と国が集団感染発生施設として公表した施設を中心に、共通編及び19類型の業種別の感染予防対策を掲載したガイドラインを作成した。(5月)

#### 効果

- 所管局から各業界・企業等に向け通知を発出し、周知を図ることで、市内企業等へ感染拡大防止策に係る具体的対応の検討を促すことができた。

#### 課題

- 参照元である国や業界団体等のガイドラインの更新情報を、随時把握して更新する必要がある。

### ③ 市内事業者における感染予防対策への支援等

#### 取組

- 商店街に加盟する事業者が新型コロナウイルスの感染防止に取り組んでいたため、札幌狸小路商店街振興組合及び北24条商店街振興組合の協力のもと「商店街感染防止対策事例集&手引き」を作成した。(4月～)
- すすきの観光協会による「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」の作成を支援した。(4月～)
- 定山溪観光協会による「定山溪安心宣言」の策定や定山溪地区で取り組む事例集等を掲載した冊子の作成を支援した。(6月～)
- 業界別のガイドラインや感染症対策に取り組む企業事例等の市内企業の経営支援に資する動画を制作し、市内の事業者へ周知した。(6月～)
- 商店街加盟店、すすきの地区の飲食店等、市内コールセンター、中央卸売市場の企業等に対して、感染予防の取組に係る補助金等の支援を実施した。(6月～)

#### 効果

- 事業者団体等（商店街、経済団体等）と連携しながら、市内事業者における

感染予防のために必要な情報提供や金銭的支援を行うことができた。

#### 課題

- 感染拡大期に備え、事業者等に対して、必要な備品や消耗品等を備蓄するよう働きかける必要がある。

### ④ 市内事業者へのテレワーク等導入補助金の拡充

#### 取組

- 市内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びその他企業のビジネス環境強化を促進することを目的に、在宅勤務等を可能とするテレワーク等の導入に取り組む市内中小企業や個人事業主に対し、導入に係る経費の補助を実施した。(5月～)
- 想定を大きく上回る補助申請があり、審査に時間を要しているため、1次募集(6月30日まで)の企業に対しては、7月3日以降に支出した経費についても、交付決定前でも補助対象とするよう見直しを行った。

#### 効果

- 感染拡大防止策への対応や緊急時における事業継続等、市内事業者のビジネス環境強化に資することができた。

#### 課題

- 補助申請受理後、速やかな交付決定が行えるよう、申請受理数を想定した適切な体制を整える必要がある。

### ⑤ 事業者向けワンストップ相談窓口の開設

#### 取組

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対し、経営相談や融資のための認定事務のほか、感染症予防や市税の納税猶予に係る相談を受け付ける事業者向けワンストップ相談窓口を開設した。(4月～)

#### 効果

- 幅広い相談内容にワンストップで対応可能とすることで、相談窓口の利便性を向上させることができた。

#### 課題

- 再び感染拡大して相談需要が増加することを想定し、速やかに相談員の確保が行えるよう準備する必要がある。

### ⑥ 需要喚起策

#### 取組

- 市内の中小飲食店を支援するため、クラウドファンディングを活用して、飲食店で利用できる前売りの食事券を発行する事業を実施した。(6月～)
- 宿泊需要を喚起し、宿泊事業者を中心とした幅広い関係事業者の業績向上を図るため、「さあ！サッポロ夏割&泊まってスマイルクーポン」事業を実施した。(7月～)
- 札幌市、札幌商工会議所、札幌市商店街振興組合連合会の三者で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた商業者を応援するため、

「SAPPOROおみせ応援商品券」を発行した。(8月)

- 市内生花店を支援するため、札幌花き地方卸売市場と共同で割引券やギフト券をプレゼントする「札幌お花消費拡大キャンペーン」を実施した。(8月～)
- 定山溪地区の誘客促進のため、定山溪に宿泊した札幌市民に対して、定山溪地区で利用できるクーポン券を配布した。(7月～)
- 飲食業・娯楽業等のグループが取り組む販促活動への補助、市内宿泊施設を利用した際にプレゼントが当たるキャンペーン、市内観光施設等の入場料の無料化、民間事業者が行う観光需要回復に資する事業に対する支援等を実施した。(7月～)

#### 効果

- 「北海道スタイル」の促進を図りながら、需要を喚起することで、経済の活性化を促進することができた。

#### 課題

- クラウドファンディングを活用した支援については、店舗ごとの支援者数に差があった。
- 感染拡大防止と経済の両立を図るため、「北海道スタイル」の徹底と需要喚起の支援を今後も継続させていくことが課題である。
- SAPPOROおみせ応援商品券について、効果的な販売手法のあり方が課題である。

### <学校>

#### ① 市立学校の臨時休業等

##### 取組

- 新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、2月28日～3月25日（特別支援学校は2月27日～3月25日）と4月14日～5月31日の期間において小・中・高等学校・特別支援学校の臨時休業を実施した（市立幼稚園は4月22日～5月31日）。

##### 効果

- 新型コロナウイルス感染症による保護者の不安解消などに一定の効果があった。

##### 課題

- 感染拡大防止策と教育活動の両立を今後も引き続き継続していく手法を検討していくことが課題である。

#### ② 臨時休業中の学習支援

##### 取組

- 学習課題等の提供やICTを活用した学習支援を実施した。

##### 効果

- 新型コロナウイルス感染症の影響で登校できない間における学習面のサポートをすることができた。

##### 課題

- 再び臨時休業になることを想定し、ICTを活用した学習支援に制限が生じ



ないよう、家庭や学校のインターネット環境を整える必要がある。

### ③ 臨時休業後の学習支援

#### 取組

- 臨時休業の長期化による、学習の遅れに対応するため、夏季休業中に、10～15日程度の授業日を設定し、授業を行った。なお、夏季休業中の授業日は午前授業とするとともに、水筒を持参し水分補給をすることや、ジャージなどの涼しい服装で学習することを奨励するなどの暑さ対策も併せて実施した。
- 「学びのサポーター活用事業」を拡充し、学習面でサポートを必要とする児童生徒に対して、放課後等の時間に地域人材を活用した学習支援を行う「さっぽろっ子放課後学習サポート事業」を実施した。
- 臨時休業時にネット環境がない家庭に貸し出しできるように、8月末までに約4,000台のタブレット端末とモバイルルーターを整備した。

#### 効果

- 学習活動を重点化するとともに、学校行事の実施方法を工夫し、行事の目的を達成しつつ授業時間を生み出すなど、子どもの学習に著しい遅れが生じない対策を講じることができた。
- 「さっぽろっ子放課後学習サポート事業」により、8月末現在で、小中高等学校200校が、約450名の地域人材を活用して放課後等の学習支援を実施することができた。

#### 課題

- 感染拡大防止策を講じながら、教育活動を継続していくことが課題である。

### ④ 幼児児童生徒の心身のケア

#### 取組

- 臨時休業により、不安や心配を抱える幼児児童生徒の心身のケアを図るため、各種相談窓口の周知やメンタルヘルス等に係るコラムをホームページに掲載した。
- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな観察により、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を実施した。

#### 効果

- 臨時休業中におけるストレスを緩和するための気分転換の方法や幼児児童生徒との接し方等について保護者に伝えることができた。
- 臨時休業明けの子どもたちの状況を的確に把握することで、必要な支援につなげることができた。

#### 課題

- 臨時休業が長期間に渡る場合における幼児児童生徒の心身のケアや新型コロナウイルス感染症への不安への対応が引き続き課題である。

## <市有施設>

### ① 市有施設の臨時休業関連

#### 取組

- 新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、市有施設の臨時休業を実施した。

#### 効果

- 人と人との接触機会を減らすことで、感染拡大の抑止を図るとともに、市民の感染防止に係る危機管理意識の向上及び感染拡大防止策の徹底を促進することができた。

#### 課題

- 緊急的に臨時休業を決定した場合、混乱が生じないように利用者への周知を行う方法が課題である。
- 指定管理者が所管部署の異なる類似の市有施設を複数管理する場合であっても、混乱が生じないように対処方針の統一や分かりやすい周知を検討する必要がある。

### ② 指定管理施設のキャンセル料の取扱い

#### 取組

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から札幌市の指定管理施設の利用予定をキャンセルした場合、施設利用料金の返金等を実施した。

#### 効果

- イベント・集会の中止に協力いただいた、市民・事業者等の経済的な負担を解消するとともに、イベント・集会等の更なる自粛促進に効果があった。

#### 課題

- 一部において、指定管理者との連絡調整や指定管理者から利用者への連絡に混乱が生じたことから、指定管理者及び市民に対し、より明確で適切な情報提供を行う必要がある。

### ③ 市有施設における感染拡大防止策の徹底

#### 取組

- 市有施設再開に当たっては、消毒液の設置やソーシャルディスタンスの確保、人数制限、「北海道コロナ通知システム」の活用等、各施設の利用実態に即した感染拡大防止策の徹底を図りながら施設の運営に取り組んだ。
- 「札幌市学校開放事業における感染予防ガイドライン」を策定し、事業受託者において学校開放施設を管理している管理指導員や自主管理団体に周知・説明を実施した。(7月)

#### 効果

- 感染拡大防止策を徹底することで、市民が安心・安全に施設を利用することが可能となり、社会経済活動の促進につなげることができた。

#### 課題

- 消毒液等の物資の流通状況を把握し、不足がでないように備蓄を確保する必

要がある。

## <外出自粛>

### ① 外出自粛関連

#### 取組

- 記者会見やメディアを通じて、外出自粛・移動制限等を市民に呼びかけた。
- 外出自粛を促すため「地下鉄の乗降者数」、「チカホの人流動向」等を把握し、感染拡大前との比較など増減の傾向を発信した。

#### 効果

- 人と人との接触機会を減らすことで、感染拡大の抑止を図るとともに、市民の感染防止に係る危機管理意識の向上及び感染拡大防止策の徹底を促進することができた。
- 市内における人の移動状況を数値やグラフなどの具体的なデータで示すことにより、外出自粛に対する市民の意識向上を図ることができた。

#### 課題

- 今後は社会経済活動と感染拡大防止策の両立が課題である。
- 人流データと感染拡大の相関関係を分析し、外出自粛の効果を検証していくことが課題である。

## <休業要請>

### ① 協力事業者への独自支援金の給付

#### 取組

- 4月25日から5月15日までの間、北海道の休業要請等に協力し、店舗の休業や営業時間の短縮等に取り組む事業者を対象に、北海道の支援金に札幌市独自の上乗せや対象拡大を行う「休業協力・感染リスク低減支援金」(第1弾)を給付した。(5～7月)
- 北海道と共同で、「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践しつつ、遅くとも5月19日から5月31日までの間、北海道の休業要請等に協力した事業者、又は休業要請等の対象外ではあるものの、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少し、「国の持続化給付金」を受給する事業者に対し、「経営持続化臨時特別支援金」(第2弾)を給付した。(5月～)

#### 効果

- 北海道知事からの要請等に基づき、休業や営業時間の短縮等の感染症拡大防止策に取り組んだ事業者や「新北海道スタイル」を実践する等、感染拡大防止策と事業継続の両立に取り組んだ事業者を支援することができた。

#### 課題

- 影響が大きい事業者に対する適切な支援の実施が課題である。

## <行政運営>

### ① 行政運営に係る取組等について

#### 取組

- 市民対応窓口においてマスク着用の徹底や飛沫防止パネル・消毒液を設置した。
- 一部の行政サービス等について、来庁せずに郵送や電子メール等で手続きできる体制を整備した。
- 一部の行政サービス等について、期限延長の手続等を省略のうえ、有効期限の延長を実施した。
- 各職場において、マスク着用の徹底、座席の対面に飛沫防止カーテン等の設置、会議の場におけるソーシャルディスタンスの確保、手指消毒液等の設置、時差出勤・在宅勤務の導入等により、職場内の感染拡大防止策を実施した。
- 会議や研修など人が集まる業務について少人数化や会場の分散、書面開催など人と人との接触を減らしながら実施した。

#### 効果

- 飛沫防止や人と人との接触機会を減らすことで、感染拡大を防止しながら、行政運営の維持することができた。
- 事務手続について、柔軟に対応することで、市民が不利益を被ることを極力、回避することができた。

#### 課題

- 郵送書類に不備や不足があった場合における手続き時間の短縮が課題である。
- 郵送やメールでの手続きを可能にしても、来庁して手続きを済ませたい方が一定数いたため、サービスの質を落とさずに来庁抑制効果を引き上げる工夫が必要である。
- 感染拡大防止策の徹底に伴う人的負担の増加が課題である。
- 会場費、消毒等、新型コロナウイルス感染症に係る費用負担の増加が課題である。
- 8月には、保健所で作成した文書がSNS上に公開されるという事案が発生したため、全職員に向けて調査を実施したところであるが、今後情報管理のさらなる徹底を図っていく必要がある。

### ② 市民向け事業・イベント・セミナー等の中止及び休止

#### 取組

- 不特定多数の方が参加する市主催のイベントを自粛した。(2月～)

#### 効果

- 人と人との接触機会を減らすことで、感染拡大の抑止を図るとともに、市民の感染防止に係る危機管理意識の向上及び感染拡大防止策の徹底を促進することができた。

#### 課題

- コロナ禍において、市民の学習や体験等の機会をどのように確保するかが課題である。

## 【総括】

- 新型コロナウイルス感染症は市民生活の広範囲に影響を及ぼしたため、札幌市の取組も多岐にわたるものとなった。
- 「北海道スタイル」を日常生活に浸透させるための啓発活動の継続が必要である。
- 市民ニーズを適切に反映した支援策拡充や情報提供の強化が必要である。
- 仕事・教育・福祉等の場面におけるICT活用の促進が必要である。

#### (4) 庁内の組織体制

##### ① 「感染症対策室」を設置

###### 取組

- 令和2年2月14日に最初の市内感染者が発生して以降の感染者増を踏まえ、3月3日に、保健福祉局総務部内に「感染症対策室」を設置（関係部長職及び課長職について兼務発令）。4月1日に危機管理対策室内に移管し、専任の課長職1名及び係長職1名を配置して体制強化を図った。
- 4月上旬からの急激な感染拡大及び国の緊急事態宣言の発令などを受け、対策本部会議の開催回数増、庁内外の調整など業務増となったことから、専任の課長職1名及び係長職2名の増加配置を行い、対応した。

###### 効果

- 所管組織の設立及び専任職員の配置・増強により、急激な感染拡大時においても対策強化が可能となり、第2波の感染収束につなげることができた。

###### 課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響は長期化することが想定されることから、今後の体制の在り方を整理する必要がある。
- 危機管理対策部長が感染症対策室長を兼務していることから、地震や台風などの大規模災害発生時の感染症対策の実施体制を整理する必要がある。

##### ② 保健所等への職員応援・体制強化

###### 取組

- 感染者の増加に対応し、感染まん延防止対策を行う保健所には、全庁から応援職員を配置し、感染拡大期である5月には約150人を配置した。
- 4月24日には、保健所内に「医療対策室」を設置するとともに、同月30日からは、専任の局長職及び部長職を新たに配置したほか、8月末日までに、部長職1名、課長職2名、係長職2名の増加配置を行い、対応した。
- 4月は、感染拡大により繁忙となった業務ごとに、応援職員を依頼する例などがあり、依頼を複数受けた部署が混乱したことから、一定ルールを定めて、定型的に応援職員を募る方式を導入した。
- 感染状況に応じて、応援職員数も拡充縮小することとし、急激な感染拡大があった場合には、過去の応援業務経験者を優先的に配置する仕組みを構築した。

###### 効果

- 専任職員の配置・増強及び応援職員の配置により、検査受付、検体搬送、疫学調査、PCR検査、宿泊療養、入院調整など感染者対応等をはじめとした保健所の体制を大幅に強化し、第2波について一定程度収束させることができたほか、第2波以降も感染者数の爆発的な増加には至っていない。

###### 課題

- 感染状況により必要人員が増減する中において、必要な部署に必要な応援職員をスムーズに充てられる体制の整備が必要である。
- 知識の蓄積に一定期間要する専門的業務について、応援職員が多数入れ替わっても業務遂行に混乱が生じない体制を構築する必要がある。

### ③ 班体制による全庁的対応

#### 取組

- 感染拡大や国の緊急事態宣言の発出に伴い、新型コロナウイルス感染症への対応が感染者対応のみならず、経済対策、市民生活対応など広範囲に及ぶこととなったことから、全庁的な班体制を敷き、全庁一丸で感染症対策を講じることとした。

#### 効果

- 医療対策室を支援する班を市役所の別部局に設けることで、医療対策室は感染者対応に専念することができ、一層の感染拡大を食い止めることができた。
- 例えば、経済観光局では、日頃からの市内企業とのつながりから必要物資を調達することができ、市民文化局では、区役所窓口において市民の皆さんに感染拡大防止の啓発を行うことができるなど、担当業務を通じた対応が実現できた。

#### 課題

- 緊急事態宣言の解除後、各部局の業務量も元通りとなっている中で、感染症対策も同時にこなすことは困難となっている。感染症対策が今後長期間に及ぶことが予想される中、持続可能な体制の構築が課題である。
- 各班の業務分担が明確ではなく、当初は事案ごとに、各班で調整しながら業務遂行を行う必要があった。

### ④ 時差出勤・在宅勤務を全庁に導入

#### 取組

- 政府対策本部の緊急事態宣言を受け、人と人との接触機会軽減のため、札幌市職員にも、情報セキュリティに関するルール整備やテレワークプラットフォームの構築を進めた上で、在宅勤務制度を全庁的に導入した。
- 時差出勤について制度適用を拡大して利用を推進した。

#### 効果

- 出勤職員減少及び通勤混雑回避により、人と人との接触機会の軽減に寄与した。

#### 課題

- 在宅勤務のための環境整備（多数の職員の利用を受け入れるためのシステム基盤、在宅勤務で使用するPC端末等のITツールの確保等）に課題がある。

### ⑤ BCPに準じた業務選択を実施

#### 取組

- 保健所等への職員応援が必要となったことから、応援元の部署においては、新型インフルエンザ対策に係るBCP（業務継続計画）に準じて、不要不急の業務については先送りするなど、実施業務を絞り込むことで必要人工の応援職員をねん出した。

#### 効果

- 保健所等に対する全庁的な職員応援体制を構築し、感染者対応に当たることで、第2波の感染拡大期を一定程度収束させることができた。

## 課題

- BCPを、今回のような特定部署への長期応援による欠員発生に適用できる計画に見直す必要がある。

## 【総括】

- 感染が落ち着いている期間と感染拡大が進んでいる期間のそれぞれに応じた職員体制の構築と、期間移行時に職員体制を切り替える方法の整理が必要である。
- 感染拡大が進んでいる期間においても、各職場において通常業務を安定的に実施する体制の構築が必要である。



## (5) 国や北海道等との連携

### ① 国と連携した取組

#### 取組

- 市内での集団感染の発生を受けて厚生労働省クラスター対策班の支援を受けたほか、国立感染症研究所の職員派遣を受け入れた。

#### 効果

- 国や国立感染症研究所職員の受け入れにより、全国の類似事例を把握できたほか、専門家による助言を受けることができ、感染防止対策に生かすことができた。

#### 課題

- 集団感染対策に限らず、感染症対策等に係る助言や情報について幅広く入手できるように、更なる連携強化を図ることが課題である。

### ② 北海道と連携した取組

#### 取組

- 急激な感染拡大を踏まえ、外出自粛や一斉休校、公共施設の休止など、緊急に実施すべき項目をまとめた「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発出した。
- 市民・道民に外出自粛を呼びかけた「緊急メッセージ」を合同で発出した。
- 北海道が提唱する「新北海道スタイル」について積極的な周知活動を実施した。
- 軽症者向けの宿泊療養施設について共同で立ち上げ及び運営を実施した。
- すすきの地区の感染拡大を防止するため、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」を結成した。
- 国に対する要望を連携して実施した。

#### 効果

- 北海道と連携して情報発信や注意喚起を行うことで、市民等からの高い注目を集めることができ、感染状況や感染拡大防止策の効果的な周知につなげることができた。
- 感染拡大期に、緊急的に宿泊療養施設の必要性が増すなか、北海道と札幌市が連携して取り組むことにより、迅速に3つの施設（東横INN札幌すすきの南・リッチモンドホテル札幌駅前・アパホテル&リゾート〈札幌〉）を立ち上げることができた。
- 札幌市・北海道合同感染症対策チームでは、臨時PCR検査センターの開設や店舗単位でのPCR検査実施、店舗を訪問しての感染防止対策実施依頼などの活動を行い、感染を一定程度に抑えることができた。

#### 課題

- 新型インフルエンザ対策等特別措置法では、緊急事態措置等の権限が都道府県知事にある中において、必要な情報を迅速に入手できるように、一層の連携強化を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症への対応は今後も長期に及ぶことが想定されることから、宿泊療養施設の長期安定運営が可能となるよう、北海道と札幌市の業務分担や人員配分等の最適化が課題である。

## 【総括】

---

- 国や北海道等と連携することで、効果的な集団感染対策や感染拡大防止策等につなげることができた。
-

## 5 専門家からの意見等

新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、厚生労働省クラスター対策班、国立感染症研究所、北海道などから医師職・看護師職などの派遣を受け、多くのアドバイスをいただきながら対策を講じてきた。また、感染症対策に知見を持つ医師職に、札幌市参与や感染症対策実施・検討アドバイザーに就任いただき、感染状況の統計手法や個別具体的な感染対策について点検・教示を受けるなど、適宜、専門家の意見を対策に反映してきた。

また、北海道が設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議や北海道のこれまでの感染症対策を検証するために設立された北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議には、札幌市がオブザーバー参加している。特に、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の第2回会議では、札幌市における集団感染事例について説明を行うとともに、貴重な意見をいただいた。（その他、有識者会議での主な意見は、下表のとおり）

これらの意見を十分踏まえ、第3波に向けた取組を検討していく。

新型コロナウイルス感染症対策専門会議でいただいた主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政として宿泊療養施設を確保することは大事なことであるが、物理的に部屋を確保するだけでなく、医療者の確保とセットで考えないといけない。</li><li>○ 医療従事者に対する偏見（医療従事者の子どもが保育所で預かってもらいにくい等）がなくなり、リスペクトされる対象であってほしいと考える。</li><li>○ それぞれの介護施設が有効な感染対策を講じられるよう、行政がクラスター対策の経験を通じて得られた知識やノウハウを共有できる体制づくりが必要である。</li></ul>

北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議でいただいた主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 経済への影響が大きく、第1波時点では支援も十分ではなかった。北海道と札幌市が連携し、国に対して幾度の要望活動を実施した結果、支援策が充実してきた。</li><li>○ 医師が必要性の判断をしたにも関わらず、PCR検査を受検できなかった事例があったが、後になって改善された。</li><li>○ インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、札幌市と北海道が連携を強めて対応することが必要である。</li><li>○ 1人の介護士の感染により容易に介護崩壊が起きることから、状況に応じて、集団感染の認定を待たずに現地対策本部を設置するなど柔軟に対応すべきである。</li><li>○ 休業要請に伴う支援金が果たす役割は大きい。再度の休業要請に備え、支援の仕組みを今から用意しておくべきである。</li><li>○ 「新北海道スタイル」の実践により減収となる事業者が多い。実践を支援する仕組みの検討が必要である。</li><li>○ 冬季の観光シーズンに向けて、事業者には負担がかからないことを前提に、宿泊支援策の再実施が必要である。</li><li>○ 道民の安心安全の確保のためには感染者の早期発見が必要であり、接触確認アプリや北海道コロナ通知システムの周知・普及が重要である。</li></ul>

## 6 今後の取組

### (1) 感染者対応

#### ① 相談・検査体制

##### (ア) 相談体制

- 相談件数は依然増加傾向であることから、電話回線増等を図るとともに、感染の傾向等に合わせて、適宜、相談判定フロー図を変更し、検査が必要な相談者を早期受検につなげる体制を維持していく。

##### (イ) 検査体制

- 8月下旬からは、国の接触確認アプリによる通知者は、症状の有無にかかわらず、検査も受け付けるなど、早期受検を勧奨している。今後も季節性インフルエンザの流行時等、さらなる検査需要増を見込んだ検体採取方法について検討を進め、早期受検・早期発見を可能とする検査体制づくりに取り組んでいく。

##### (ウ) 検査受付・搬送体制

- 検査数の増加に伴い、受検者と検査機関との調整や検体の回収・搬送業務量も増加するが、民間運送会社の活用範囲の拡大や受付・搬送業務の派遣会社によるスタッフの活用など、より効率的な体制を構築していく。

#### ② 疫学調査・集団感染対策

##### (ア) 積極的疫学調査

- 感染の発生を早期に発見し、早期にまん延防止対策をとることによって、感染拡大の規模を最小限に抑制することが可能となる。そのため、積極的疫学調査の質を確保し、継続的に実施できるよう、調査経験を有する職員を確保していく。
- 疫学調査から得られるリスク要因に応じたターゲットを絞った注意喚起や、モニタリング指標を活用した市民への情報発信についても、より効果的な方策について検討を進め、引き続き実施していく。

##### (イ) 集団感染対策

- 事例検証を踏まえた、高齢者施設等の感染管理対策の徹底や、現地対策本部チェックリストの活用等による、施設の感染拡大状況に応じた初動対応など迅速に集団感染対策が実施できる体制を整備し、感染まん延防止対策を実施していく。
- 集団感染の発生に迅速かつ円滑に対応できるよう、経験を有する職員のバックアップ体制を引き続き確保していく。
- 医療従事者等の人材確保の仕組みを構築するとともに、介護職員の支援体制について、北海道や関係団体とともに検討を進めていく。

#### ③ 医療提供体制

##### (ア) 医療提供体制の強化

- 医療機関と受入対応数等の情報共有を図り、陽性者数に対し不足が生じることがないように医療提供体制を引き続き確保し、医療機関への財政的な支援も検討・実施していく。

- 冬季や季節性インフルエンザの流行期に備え、発熱患者や新型コロナウイルスの感染が疑われる患者に対し相談・外来診療・検査を行うことができる医療提供体制を整備していく。また、相談受診方法を広く市民に周知していく。

(イ) 宿泊療養施設

- 今後も北海道との役割分担のもと、持続可能な運営体制を構築していく。
- 今後、感染者の大幅な増加時を想定し、宿泊療養施設の迅速な施設立上げと人員確保手法について、引き続き検討していく。

(ロ) 高齢者対策

- 回復期にある高齢陽性患者の受け入れを行う医療機関への協力依頼や、退院に向け、健康状態確認中の高齢者を受け入れる医療機関に対する支援策について、引き続き検討していく。
- 保健所と高齢保健福祉部門と連携した高齢者の感染管理対策についても検討していく。

(ハ) 医療物資の保管・提供体制

- 効率的かつ持続可能な体制づくりのため、医療用物資の保管・運搬業務の委託化を引き続き検討・実施していく。

(ニ) 感染者や医療従事者等に対する応援・差別偏見の撲滅

- 感染者や医療従事者等に対する差別偏見の態様の把握に努めるとともに、相談先を広く周知し、悩みごとや困りごとに応じた支援を強めていく。
- 「札幌市医療従事者応援プロジェクト」として、医療従事者への差別・偏見防止のため、あらゆる機会を通じて市民向け啓発を集中的に実施するほか、医療機関への応援メッセージを継続的に実施していく。

(2) 市民生活への影響

<市民全般>

① 「生活支援ガイド」の発行

- 各局区からの依頼に応じ、随時更新を行っていたが、更新漏れが生じないように定期照会（月1回）を行い、適切なタイミングで情報提供が行えるよう、情報収集を行っていく。

② 感染状況・感染拡大防止策等の情報発信

- 市内発生早期から第2波収束までに実施した情報発信方法を取りまとめ、感染状況に応じて適切な情報発信方法を選択できるよう整理していく。
- フェーズに応じた情報発信の在り方を検討し、「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に反映していく。
- 市民等のメンタルヘルスに関する情報提供について、市公式ホームページによる周知に限らず、Twitter等、複数の媒体を活用する等、市民への周知を強化するとともに、事業所等を所管する部署と連携した周知を強化していく。

③ 「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」等の啓発

- 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、「新北海道スタイル」を日常

生活に浸透させるための啓発を継続していく。

#### ④ 住居喪失者等への対応

- シェルター全室を個室にすることが望ましいが、現状では居室や管理人員の確保が困難なため、第3波に備え、ホテルの借上げ等により、居室確保に努めていく。
- 発熱がある等、感染症の疑いがある者については、隔離して対応できる居室を確保することを検討していく。

### <子育て>

#### ① 保育所等の運営

- 仕事を休むことが困難な利用者（例えば、医療関係者等）の保育所等が臨時休園となった際には、感染状況を見極めながら必要な対応を行っていく。
- 施設の消毒や感染予防のための備品の備蓄を進めるなど、計画的な感染対策を進めるための支援を行っていく。
- 保護者が安心できるように、市から保育所等に対し、引き続き国から提供される情報や、施設運営に必要な感染拡大防止にかかる知識・技術の向上のための情報を提供していく。

#### ② 放課後児童クラブの運営

- 感染拡大時のみでなく、通常時から学校や教育委員会と連携して、学校諸室の活用等により、適切な距離を確保できる環境を整えていく。
- 安定的な事業運営のための職員負担軽減等の課題と併せて具体的な方策の検討を進め、公設の児童クラブについて、学校休業時における保護者のニーズを考慮した受入開始時間を検討していく。
- 他都市の事例を参考にしながら、放課後児童クラブ職員の負担軽減を図り、事業の安定運営が可能な体制の確保を検討していく。
- 児童会館・ミニ児童会館の取扱いや運営状況等について、随時、保護者への周知を行っていく。

#### ③ 子育てサロンの運営

- 運営者へ迅速に通知できるようにするため、休止の基準を整理し、定型的に対応できるよう準備していく。

#### ④ 市HP等による子育て情報の提供

- 引き続き、「さっぽろ子育てアプリ」のプッシュ通知を活用し、より充実した内容の子育て情報を提供していく。

### <高齢者>

#### ① 感染症対策の周知徹底

- 一層の感染予防・感染拡大防止対策徹底のため、介護施設への感染拡大防止研修会、衛生用品の給付、感染者発生等施設への補助金交付等を実施していく。

## ② 高齢者の日常生活への影響に係る対策

- 地域包括支援センターや介護予防センターが中心となって、民生委員等各関係機関と連携しながら、高齢者の実態の把握に継続して努めるとともに、地域包括支援センターや介護予防センターで実施した好事例を全市的に実施できるよう周知していく。

### <障がい者>

#### ① 市長記者会見における手話通訳等の実施

- 質疑応答部分の手話通訳について、正確な情報発信を確保できる場合には、質疑応答編の手話通訳の導入について手話通訳を依頼している札幌聴覚障害者協会と協議しながら、その導入を検討していく。

#### ② 障害福祉サービス等事業所への支援

- 一層の感染症対策徹底のため、継続して障害福祉サービス等事業所へ必要な情報を発信するとともに、実地指導等の際に感染症対策の実施状況について確認していく。
- 感染者発生等事業所への補助金交付等の支援を実施していく。

### <就業>

#### ① 就業サポートセンターの事業

- 「コロナ対策求人」の更なる充実を図るため、札幌駅前通地下歩行空間や市内量販店にて広報イベントを開催する等、引き続き、幅広い広報活動により利用を促進するとともに、就職者数の増加に向けた取組を随時検討していく。

#### ② 再就職支援事業

- 座学研修及び職場実習における就職者数を増やすため、きめ細かなカウンセリングを行っていく。
- 求職者と企業のマッチング機会を創出するため、合同企業説明会及び面接会を開催する。

### <事業者>

#### ① 融資制度の拡充

- 資金繰り支援は事業継続に欠かせないものであることから、今後も可能な限り支援を継続できるよう、予算の確保に努めていく。

#### ② 感染予防策ガイドライン等の更なる充実

- 集団感染等の特徴を捉え、ガイドライン等別途作成が必要なものに対応していく。
- 既存ガイドラインについては、参照元である国や業界団体等の更新状況を注視のうえ、迅速な更新を心掛け、充実化を図っていく。

### ③ 市内事業者における感染予防対応策への支援等

- 感染予防対応のため、必要な支援を継続するとともに、その必要性に応じて、予算の確保に努めていく。

### ④ 市内事業者へのテレワーク導入補助の拡充

- テレワークなど感染症に対応した働き方を支援するため、適切な時期に合同企業説明会やテレワーク機器紹介等のイベント開催を検討していく。

### ⑤ 事業者向けワンストップ相談窓口の人材確保

- 感染拡大期の相談員不足が懸念されるため、金融機関OBや中小企業診断士等相談業務を行うことが可能な人材を確保していく。

### ⑥ 需要喚起策

- 「北海道スタイル」に前向きに取り組んでいる事業者に対して、必要に応じて継続的な支援を実施していく。
- クラウドファンディングによる支援の集まらない店舗を訪問し、支援の集まっている店舗が行っている独自の取組や周知方法を紹介し、具体的な対応策のアドバイスを実施していく。
- 観光関連産業の早期回復に向け、観光需要を喚起する事業に取り組んでいく。

## <学校>

### ① 市立学校の感染症対策

- 新型コロナウイルス感染症に対応した「教育活動のガイドライン」については、今後も必要に応じて改訂を行い、各学校に周知していく。
- 感染者が発生した学校においては、感染者又は濃厚接触者等を限定して出席停止（学級閉鎖等）にすることにより、感染拡大防止策を講じながら、できる限り教育活動を継続していく。

### ② 教育活動の継続

- 「さっぽろっ子放課後学習サポート事業」の活用を希望する学校において、12月まで本事業における学習支援を継続して行っていく。
- 学校のインターネット回線について、8月現在の300Mbpsから9月中に1Gbpsに、10月中に2Gbpsに、来年3月末までには5Gbpsに段階的に増強する予定である。インターネット回線の増強に伴い、令和3年3月には緊急時に全学校で生徒とオンラインでコミュニケーションを図ることを実現していく。

### ③ 幼児児童生徒の心身のケア

- 新型コロナウイルス感染症による影響は長期に渡ることが想定されることから、幼児児童生徒の心身のケアについては、今後も継続的な支援を実施していく。



## <市有施設>

### ① 市有施設の臨時休業

- 市有施設の臨時休業や再開に伴う利用者や指定管理者への影響を抑えるため、基本的な考え方や情報共有の流れ等について整理していく。

### ② 指定管理施設のキャンセル料の取扱い

- 今後、同様の臨時休業を行うこととなった場合は、キャンセル料等の補填の必要性及び考え方を早期に整理のうえ、指定管理者の円滑な事業運営に取り組めるよう支援していく。

### ③ 市有施設における感染拡大防止策の徹底

- 第3波以降の感染拡大期を見据え、マスクやアルコール消毒液を備蓄していく。

## <外出自粛>

### ① 外出自粛関連

- テレワークや時差出勤など感染リスクの低い働き方を推進し、外出自粛時の対策を強化していく。
- 人流データと感染拡大の分析・研究していく。

## <休業要請>

### ① 協力事業者への独自支援金の給付

- 第3波の到来等といった状況になった場合には、事業者への影響をしっかりと見極めていく。

## <行政運営>

### ① 行政運営に係る取組等について

- 「北海道スタイル」を徹底する等、感染拡大期においても行政運営を維持できる体制を整えていく。
- インターネットを活用したアンケートを行い、市民生活や社会経済活動の実態を把握することで、各種施策等へ市民意見を反映していく。
- 文書流出の再発防止に向け、専門家から助言を受けながら、情報管理のさらなる強化・徹底を図っていく。

### ② 市民向け事業・イベント・セミナー等の中止及び休止

- 「北海道スタイル」を徹底する等、感染対策を講じたうえで、事業等の実施を検討していく。

## (3) 庁内の組織体制

### ① 感染症対策室の今後の組織体制

- 今後の感染状況を踏まえ、保健所に設置された医療対策室との役割分担を整理し、感染症対策を効率的に実施できる組織体制の在り方を検討していく。

## ② 保健所等への職員応援体制

- 第2波における経験を踏まえ、感染防止策に必要な各業務量を精査し、効率的な体制を構築していく。
- 市職員が対応すべき業務と民間活用が可能な業務かを精査し、積極的に業務委託等を促進していく。
- 各業務のマニュアルを整備し、庁内ホームページ等に掲示することで、応援職員間のスムーズな業務引継ぎを実現していく。

## ③ 班体制による全庁的対応

- 今後も全庁的な班体制を維持する必要があるが、第2波の経験を踏まえ、各班の役割分担を明確化するとともに、通常業務を遂行しながらの対応となることから、持続可能な体制を構築していく。
- 医療物資等の管理・搬送や、宿泊療養運営施設における食事の準備やごみの始末など、民間委託が可能な業務については積極的に委託化を進めることで、通常業務への支障を減少していく。

## ④ 在宅勤務の実施環境を強化

- まん延防止策として在宅勤務を実施しつつ、行政機関の機能維持を図るためには、在宅勤務のための環境整備が必要であることから、パソコン端末等のITツールの確保などハード面の拡充を図っていく。
- 行政の窓口機能・申請受付機能を維持するために、在宅勤務を実施する職場においては、より一層の業務マニュアルの整備や、担当業務ローテーションによる業務知識の幅広の習得を図っていく。

## ⑤ BCPの見直し

- 新型インフルエンザに関するBCPについては、特定部局への職員派遣による業務継続困難の場合にも適用となるよう、計画見直しを検討していく。

## (4) 国や北海道等との連携

### ① 国と連携した取組

- 全国の事例を把握し、高い知見を持つ国や国立感染症研究所との連携を継続・強化していく。

### ② 北海道と連携した取組

- 市民等へ迅速かつ効果的な情報発信や支援のほか、宿泊療養施設の安定的な運営を行っていくため連携を継続・強化していく。
- 交付金額の増額や医療提供体制の更なる充実につなげるため、国への要望について歩調を合わせ実施していく。

## 7 参考資料

### (1) 札幌市感染症対策本部会議（札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議）の開催等

1月30日	<b>第1回札幌市感染症対策本部会議</b> ■本部長指示 ○保健所を中心として各局相互の連携・情報共有を徹底。情報の変化に適切に対応し、感染症のまん延を防止するため、より一層の対策を実施すること。 ○市民・観光客・事業者に対して、正確な情報を分かりやすく提供し、不安の解消を図るとともに、所管施設や関係機関にも適宜情報提供を行って、それぞれ連携を図ること。 ○今後の感染拡大に伴い、観光や経済への影響の懸念から、当面の状況をしっかり把握した上で、さらなる対応についても検討すること。
2月18日	<b>第2回札幌市感染症対策本部会議</b> ■本部長指示 ○感染防止対策を徹底すること。 ○医療体制及び検査体制の充実を図ること。 ○BCPに基づいた対応を構築すること。
2月22日	<b>第3回札幌市感染症対策本部会議</b> ■本部長指示 ○市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、3週間程度（2月23日～3月15日）、原則中止または延期すること。 ○高齢者等の社会福祉施設、保育園、学校等の施設においては、感染症対策のガイドラインやマニュアルに従い、必要な措置を徹底すること。
2月29日	<b>第4回札幌市感染症対策本部会議</b> ■本部長指示 ○区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討すること。 ○不特定多数が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討すること。 ○北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討すること。 ○全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。 ○管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。 ○救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないよう、特に注意すること。

3月17日

### 第5回札幌市感染症対策本部会議

#### ■本部長指示

- 市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3月31日まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。
- 3月19日頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくることが想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟に対応すること。
- 経済の関連で、様々な影響が想定されることから、引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。
- 市民が取るべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。
- 感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。
- 職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底をお願いすること。
- 感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくようお願いすること。

#### ■市民向けメッセージ

- 「かからない」「うつさない」「なやまない」の3点についてお願いします。

3月23日

### 第6回札幌市感染症対策本部会議

#### ■本部長指示

- 市有施設の休館等について、当面3月31日までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないように、準備をすること。
- 本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うこと

や、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。

- 市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること。

■市民向けメッセージ

- ①「換気の悪い密閉空間」での行動、②「人が密集している」ところでの行動、③「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動。この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いします。手洗いなどの徹底、「かからない・うつさない・なやまない」この3点を改めてお願いします。

3月27日 第7回札幌市感染症対策本部会議

■本部長指示

- 市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4月1日以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。
- 北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様に混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。
- 経済観光局が実施した調査において、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。
- 引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。
- 医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別が起こらないように、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。

■市民向けメッセージ

- 医療従事者は休暇もなく働いている。医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別が起こらないようご理解ください。
- 引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いします。
- 「かからない」「うつさない」「なやまない」の3つを念頭に、感染

予防に努めてください。

○特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いいたします。

○4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いいたします。

#### 4月2日 第8回札幌市感染症対策本部会議

##### ■本部長指示

○感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。

○今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。

○市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。

○市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。

○なお、再開後にあっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。

##### ■市民向けメッセージ

○①「換気の悪い密閉空間」での行動、②「人が密集している」ところでの行動、③「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動。この3つの条件全てに合致する活動については、自粛をお願いいたします。

○3月末から4月にかけて、人が移動している状況から、今後、2週間くらいは、感染が広がる恐れがあるので、引き続き、市民の皆様には感染予防を徹底してください。とりわけ、感染が拡大している首都圏、近畿圏への不要不急の旅行や出張は今しばらく控えるようお願いいたします。

#### 4月8日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

##### ■本部長指示

○緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。

- 基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。
- 市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。
- 第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。

■市民向けメッセージ

- 毎日の健康管理を徹底するとともに、少しでも風邪の症状（のどの痛み、発熱、味やにおいがわからない）がある場合には、人との接触を控え、ご自宅で静養してください。
- 手洗い、手指の消毒を徹底してください。
- 咳エチケット、近距離での会話時は、マスク等の着用を徹底してください。
- 3つの「密」を避けるなど、感染リスクの高い場所は避けること。具体的には、専門家会議でも例示されたように、室内の50人以上のイベントの開催や参加は極力、控えてください。
- 緊急事態措置の対象区域への不要不急の旅行や出張は、極力、控えてください。
- また、この春に転入してきた方も含め、体調不良など不安を感じている方は、札幌市の相談窓口まで、ご連絡をお願いします。

4月10日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

■本部長指示

- 4月からリスクの低い施設を開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。
- 感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて検討すること。

■市民向けメッセージ

- 毎日の体調管理を徹底してください。少しでも風邪の症状（のどの痛み、発熱、味やにおいがわからない）がある場合には、人との接触を控え、自宅で静養してください。
- 手洗い、手指の消毒を徹底してください。

- 咳エチケット、近距離での会話時は、マスク等の着用を徹底してください。
- 3つの「密」を避けるなど、感染リスクの高い場所は避けてください。特に、飲食や接待を伴う会合での感染例も出てきていることから、職場の歓迎会などの開催は自粛してください。
- 緊急事態措置の対象区域への不要不急の旅行や出張については、しばらく控えてください。
- また、この春に市内に転入された方は、今後2週間は体調管理に努めていただくとともに、不要不急の外出は控えてください。子ども達やお年寄りの方々、更には社会全体を守るため、改めて、切にお願いします。

#### 4月13日 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

##### ■本部長指示

- 市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとする。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。
- 深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。
- 将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること。
- 外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること。

##### ■市民向けメッセージ

- 更なる感染拡大を防止するため、5月6日までは、感染リスクを高めるような不要不急の外出を控えてください。
- 4月以降に発生した感染者のうち、分かっているだけでも4割の方が夜間の外出や飲食での感染が疑われていることから、国の基本的対処方針も踏まえ、特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛を強くお願いします。
- また、4月以降に発生した感染者のうち、道外旅行歴等のある方が



2割いる状況から、緊急事態措置の対象区域への不要不急の旅行や出張については、お控えください。

○少しでも風邪の症状（のどの痛み、発熱、味やにおいがわからない）がある場合には、人との接触を控えていただき、ご自宅で静養してください。

○手洗い、手指の消毒を徹底してください。

○咳エチケット、近距離での会話時は、マスク等の着用を徹底してください。

○「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」は、徹底的に避けてください。

○この春に市内に転入された方は、今後2週間は体調管理に努めてください。

#### 4月18日 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

##### ■本部長指示

○人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。

○医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。

○不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。

○生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないように、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。

##### ■市民向けメッセージ

###### ①感染防止の徹底

○手洗い、手指の消毒を徹底してください。

○少しでも風邪の症状（のどの痛み、発熱、味やにおいがわからない）がある場合には、人との接触を控え、ご自宅で静養してください。

○咳エチケット、近距離での会話時は、マスク等の着用を徹底してください。

○道外から来られた方などに発症例が多くみられることから、市内に転入された方は、転入後2週間は体調管理に努めてください。

###### ②外出の自粛

○医療機関への通院や、屋外での運動・散歩などの健康維持の取組、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、どうしても必要な出勤など、生活維持に必要な場合を除いて、極力外出は控えてください。また、道外・市外への不要不急の往来も控えてください。

- また、職場への出勤に関して、時差出勤や、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、在宅勤務の実施を進めてください。
- 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来を控えてください。特に、ゴールデンウィークにおける、他都府県や道内の他地域への往来は強く自粛してください。
- ③イベントの開催自粛
  - 「3つの密」が重なる懸念のある集会・イベントの開催は控えてください。
- ④ソーシャルディスタンシングの実施
  - 北海道の緊急事態措置でも触れているが、日常生活の中で、人と人との間において、互いに手を伸ばしても届かない距離を保つ取組（ソーシャルディスタンシング）を行ってください。
  - 国では、緊急事態措置を5月6日までの期間で終わることを目指し、最低7割、極力8割の接触削減を求めている状況です。この事態を乗り越えるためには、市民の一人一人の行動抑制が不可欠となることから、ご協力をお願いします。

#### 4月24日 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

##### ■本部長指示

- 食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。
- 検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。
- 職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。
- 緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。
- 「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。

##### ■市民向けメッセージ

- 人と人との接触を減らし、感染拡大を防ぐため、引き続きの外出自粛をお願いします。

- これからゴールデンウィークを迎えます。都心部への外出は減っていますが、郊外への外出も控えるようお願いします。市外への帰省や旅行も自粛してください。
- 食料などを買い出しに行くときは、混雑していない時間帯に行くことで、人と人との接触を減らすことができます。
- できるだけ少ない人数で行くことや、事前に買うものを決めて短時間で済ませることも、効果的です。
- 地下鉄などの交通機関を使うときは、なるべく混雑していない時間帯の利用を心掛けることも大切です。
- お出かけをして、椅子に座るときや並ぶときは、なるべく他の人と距離をあけることで、接触の機会を減らすことができます。

## 5月1日 第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### ■本部長指示

- 政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。
- 札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。
- 宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR検査体制の強化を図ること。
- 各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。
- この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。

### ■市民向けメッセージ

- これらを踏まえ、私から市民の皆さんに、大型連休中の行動自粛「とにかく、家にいてください」、このことをお願いします。
- 大型連休中は、気候も暖かくなり、外出したい気持ちになることはよくわかりますが、市民の皆様には今一度行動自粛をしていただくことによって感染拡大を抑えていくことができます。繰り返しになるが、今年は「とにかく、家にいる」ことをお願いします。

○最近は「3密」を避けて行動されている方でも感染してしまう例が増えており、どこで感染しているかわからないという方も増えています。「3密」を避けること、ソーシャルディスタンスの取組はもちろんのこと、「とにかく、家にいる」ことを強くお願いします。

5月5日 第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

■本部長指示

- 市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。
- 医療機関及び高齢者施設等で集団感染の発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。
- 医療機関における集団感染の発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。
- 札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全庁一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。

■市民向けメッセージ

- 現在の札幌市は、感染拡大時の東京と同程度の感染者割合となっており、全国的に見ても危機的状況にあるため、人と人との接触を極力避けることが必要です。連休終了後も引き続き、生活や健康の維持以外の外出は控えていただき、外出せざるを得ない場合でも、「3つの密」を避け、ソーシャルディスタンスの取組を徹底してください。
- また、日常生活において、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を是非、実践してください。
- 平日における人の移動を削減するため、政府の基本的対処方針で示された「出勤者数の7割削減」を目標に、在宅勤務や時差出勤などへの協力をお願いします。

5月15日 第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

■本部長指示

- 医療機関や福祉施設などで集団感染の発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、集団感染が発生した場合における支援体制の強化を図ること。

- 国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。
- 感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、集団感染の早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。

■市民向けメッセージ

- 引き続き、生活や健康の維持以外の外出は控えてください。外出せざるを得ない場合は「3つの密」を避け、ソーシャルディスタンスを確保してください。また、市外への行き来は避けてください。
- 特に、この週末は「とにかく、家にいる」ことを徹底してください。
- 平日の人の移動を削減するため、在宅勤務や時差出勤などにご協力ください。
- 日常生活においては、いまから「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- なお、外出自粛のお願いが長期間に及んでいますが、この事態を乗り切るため、もう少しだけ辛抱をお願いします。

5月22日

第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

■本部長指示

- 市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。
- 5月22日に北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めること。

○現在、直面している集団感染対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルス感染症の再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。

■市民向けメッセージ

<市民向け>

○生活や健康の維持以外の外出は控えてください。

○外出せざるを得ない場合は「3つの密」を避け、ソーシャルディスタンスを確保してください。また、マスクの着用をお願いします。

○市外への行き来は避けてください。

○平日の人と人との接触を削減するため、在宅勤務や時差出勤などにご協力ください。

○日常生活においては、「新しい生活様式」の実践をお願いします。

<事業者向け>

○順次、休業要請が解除されるが、事業の再開に当たっては、感染予防の対策をしっかりと行っていただき、準備が出来た事業者の方から、慎重に営業の再開をお願いします。

<全体>

○行動スタイルを変革して、感染リスクを低減しながら経済活動を行っていく、「新・北海道スタイル」の実践をお願いします。

5月26日

第9回札幌市感染症対策本部会議

■本部長指示

○新型コロナウイルス感染症の再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等について、北海道と連携して検討すること。

○第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。

○6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。

○緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルス感染症の脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。

■市民向けメッセージ

- 市民の皆さんには、国の基本的対処方針に基づき、少なくとも5月31日までは、引き続きこれまでどおりの外出自粛、市外との往来自粛を継続していただくよう、お願いします。
- 外出せざるを得ない場合でも、マスクを着用し、「3つの密」を避け、ソーシャルディスタンスを確保するなど、感染リスクの軽減を心がけてください。
- 仕事に従事するにあたっては、在宅勤務や時差出勤などにご協力ください。
- 日常生活においては、「新しい生活様式」を実践してください。
- 事業者は、事業再開にあたって、感染予防の対策と「新・北海道スタイル」安心宣言などを活用した、利用者が安心して過ごすことができる取組を遵守の上、慎重にご判断いただくようお願いいたします。

5月30日 第10回札幌市感染症対策本部会議

■本部長指示

- 市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分りやすい位置に「新北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。
- 市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまう行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること。

■市民向けメッセージ

- 6月18日までは、今でなくても構わない市外との往来は、慎重にしてください。
- 外出や観光については「3つの密」を避け、市内の身近なところから始めてください。
- 事業の再開にあたっては、業種別のガイドラインなどを参考に、感染予防の対策に取り組むとともに、利用者に、そのことを明示するなど、安心を提供する取組の実施をお願いします。
- 特に、接待を伴う飲食業やライブハウスにおかれましては、対策を徹底いただき、施設側と利用者の双方に、6月18日までの間、慎重な対応を強くお願いします。
- イベントの開催については、参加人数や十分な間隔の確保など、北海道における開催制限基準に準じ、段階的に再開することを検討してください。

- 市民の皆さんと事業者の皆さんが一体となって感染予防対策に努めることで、「新北海道スタイル」を実現してください。

6月18日 第11回札幌市感染症対策本部会議

■本部長指示

- 6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。
- 6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。

■市民向けメッセージ

- 市民の皆さんは、今後、市民活動や社会経済活動が活発化する中にもあっても、生活の各場面において、感染リスクの高い行動は避けていただくなど、「新北海道スタイル」を実践してください。
- 事業者の皆さんは、店舗などの営業にあたっては、業種別ガイドラインを参考に、感染予防の対策に継続的に取り組んでいただくなど、利用者に安心してもらえる環境を提供してください。

7月9日 第12回札幌市感染症対策本部会議

■本部長指示

- 新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。
- 災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。
- 7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。



■市民向けメッセージ

- 10日からイベントの開催規模などが緩和されることから、イベントへの参加の際はもちろん、生活の各場面において、手洗い、手指消毒、マスクの着用など感染リスクを避ける「新北海道スタイル」を実践してください。
- 東京など、感染者が増加傾向となっている地域との往来に際しては、より一層、感染予防策を徹底してください。その上で、「定山溪どこでもクーポン」、「札幌市飲食店未来応援クラウドファンディング」などの支援策を活用し、札幌市の観光・食を楽しんで、市内事業者の皆さんを応援してください。
- イベント主催者は、感染予防対策をしっかりと講じるとともに、「新北海道スタイル安心宣言」の掲示や「コロナ通知システム」の活用などにより、市民が安心して参加できる環境を提供するようお願いします。

7月28日

第13回札幌市感染症対策本部会議

■本部長指示

- 接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区においては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。
- 感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。
- イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されることとなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。

■市民向けメッセージ

- 市民の皆さんは、「3密」の回避、こまめな手洗いや消毒など、基本的な取組を徹底していただくとともに、飲食店などを利用される場合には、『新北海道スタイル』安心宣言や、ススキノ地区の「感染予防対策マニュアル実践ステッカー」が張ってある店舗を利用してください。
- 道外へ行く場合には、その地域の感染状況を確認し、自治体が求める感染予防対策をしっかりと講じるようお願いします。
- 事業者においては、感染予防ガイドラインを遵守し、『新北海道スタイル』安心宣言の掲示や「コロナ通知システム」の活用などにより、市民が安心して利用できる環境を提供していただくよう、お願いします。

8月27日

## 第14回札幌市感染症対策本部会議

### ■本部長指示

- 予算要求や定数機構要求など来年度の実施事業検討の際は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを前提とした事業構築を進めること。
- 感染症対策業務への各局区からの応援体制はしばらく継続しなければならず、限られた人員の中で対応していく必要があることから、保健所所管の感染症対策業務のほか、各局区の所管業務についても、民間委託や省力化を積極的に進めること。
- 感染者や医療・介護従事者、その家族に対する偏見・差別が全国的に問題となっていることなどから、市民に正しい知識を持っていただくよう、各局区において正確な情報発信を続け、偏見・差別の根絶に向けた周知・啓発に徹底して取り組むこと。

### ■市民向けメッセージ

- 市民の皆さんにも、偏見・差別のない社会の実現にご協力をいただきたい。また、引き続き、「3密」の回避、こまめな手洗いや消毒、体調不良時には外出を控えるなどの基本的な取組を徹底するとともに、飲食店などを利用される場合には、『『新北海道スタイル』安心宣言』などが掲示されている店舗を選ぶなど、家庭や外出の場面でも、リスクを低減するよう取り組んでください。
- 特に、屋内・屋外を問わず、マスクなしで会話することのリスクについて、注意をしていただき、距離を取るなどして飲食していただくようお願いいたします。
- 事業者の皆さんは、業種別の感染予防ガイドラインの遵守など、今一度、職場や店舗、イベント会場などにおける感染拡大防止策について確認いただき、従業員の体調管理の徹底や、市民の方が安心して利用できる環境づくりを進めていただくようお願いいたします。

## (2) 札幌市内における集団感染発生状況

札幌市内における集団感染発生状況（～2020. 8. 31発生分まで）

施設種別	件数	市の対応と主な再発防止策
医療機関	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査、専門家による指導</li> <li>・医療機関における感染管理対策の強化</li> <li>・PPE、消毒薬等の物資の支援</li> <li>・うち2施設では、対策本部を設置し、専門家による指導等も実施</li> </ul>
福祉施設等	3	<p>○介護施設1施設は、対策本部を設置し、以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による感染管理の指導、医療・介護提供体制の整備、物資支援、職員研修等</li> <li>・施設の感染対策の強化等</li> </ul> <p>※検証内容については、別添資料を参照。</p> <p>○老人ホーム1施設は、対策本部を設置し、以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による感染管理の指導、物資支援、職員研修等</li> <li>・施設の感染対策の強化等</li> </ul>
飲食店等 ※カラオケ喫茶 や接待を伴う飲 食店	6	<p>○カラオケ喫茶では以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道や業界団体と連携した事業者と市民への感染対策の周知</li> <li>・町内会や高齢者団体向け通知、広報誌、プレス等によるリスクの周知</li> <li>・事業者による感染対策の徹底</li> </ul> <p>○接待を伴う飲食店では以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市・道合同チームの設置</li> <li>・検査体制の整備、事業者・従業員向け早期受検勧奨など</li> </ul>
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者・利用者への感染対策の徹底</li> </ul>

※ 市の対応について、次の対応は全事例で実施している。

- 濃厚接触者等に対する一斉PCR検査と健康観察
- 施設の消毒 等

## (3) 北海道におけるアラート指標及び警戒ステージ等

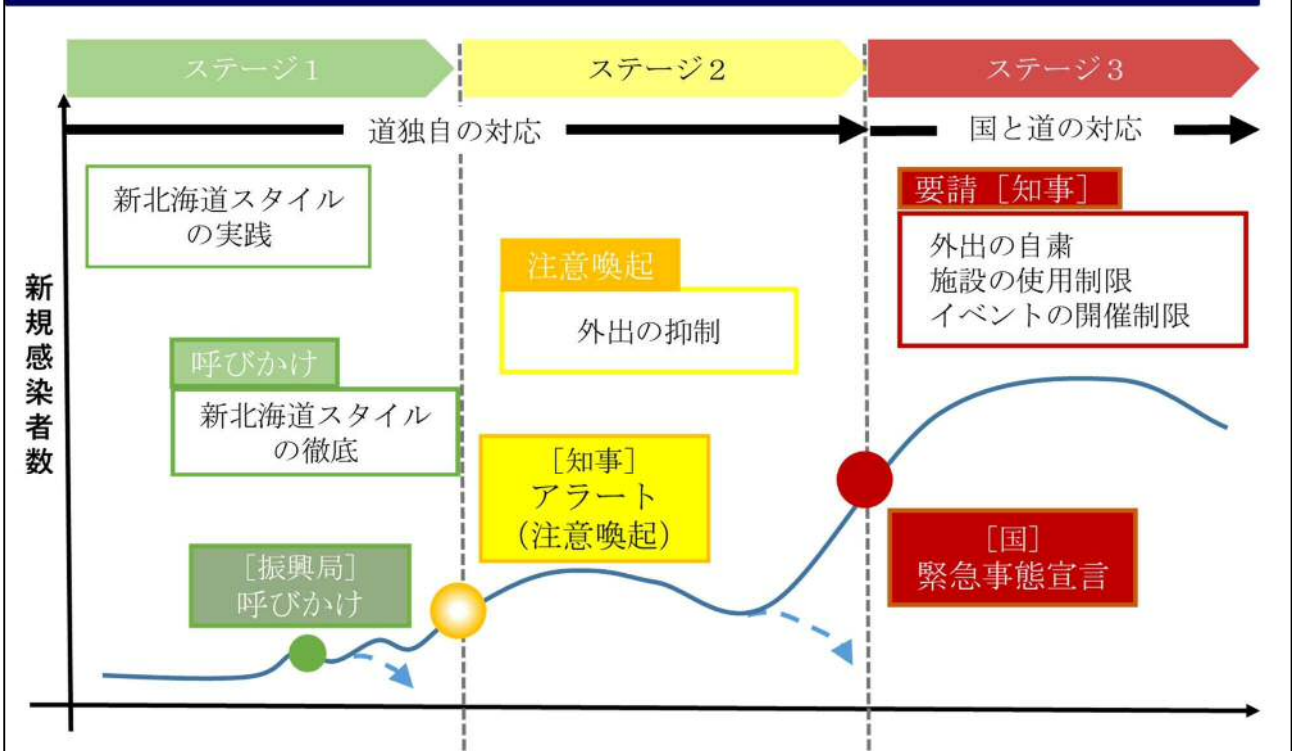
① 5月29日～

まん延の防止（警戒ステージの設定）		
ステージ	対応内容	目安
1	北海道スタイルの実践	—
	【呼びかけ】※振興局 北海道スタイルの徹底 等	振興局管内で新規感染者 (リンクなし)の発生 1日2例以上
2	【アラート（注意喚起）】※知事 外出の抑制 (例) ①休日の外出の抑制 ②地域の往来の抑制 ③高リスク施設への外出の抑制 等	アラート指標
3	【要請】※知事 外出の自粛 ※施設の使用制限、 イベント等の開催制限の要請も検討	国による 緊急事態宣言発令

## アラートの際の指標

項目	指標	目安となる数値
感染状況	①新規感染者数	10人以上/日(2日連続)
	②新規感染者のうちリンクなし	①のうち多数
	③前の1週間との比較	増加
医療提供体制	④入院患者数	医療提供体制等も考慮
	⑤重症患者数	
監視体制	⑥PCR検査の陽性率	
	⑦受診相談窓口における相談件数	

## 警戒ステージのイメージ



② 8月25日～

### 警戒ステージの指標（移行等の目安）

項目	指標	1	2	3	4	5	
医療提供体制等の負荷	病床の逼迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数	—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)	
監視体制	PCR検査陽性率	—	増加	増加	10%	10%	
感染状況	新規報告数	—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)	
	直近一週間と先週一週間の比較	—	増加	増加	増加	増加	
	感染経路不明割合	—	50%	50%	50%	50%	

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

### 警戒ステージの対応の目安



※警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえ、感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力を要請

#### (4) 市民・事業者への支援策一覧

##### ① 住まいに関する支援

###### ○ 生活福祉支援特例貸付（生活福祉資金特別貸付）

休業された方に対しては「緊急小口資金」として少額の費用を、収入の減少、失業等された方に対しては、「総合支援金」として生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う。

###### ○ 札幌市ホームレス相談支援センター（ジョイン）

居宅を失った方、または失うおそれのある方を対象に、一時的に入所するための施設を運営しています。利用者の抱えるさまざまな課題に共に向き合い、行き場を失った方が自立していくために必要な支援を行う。

###### ○ 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失、または失うおそれがあり、生計を維持するために懸命に求職活動を行っている方に対して、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給するとともに、札幌市生活就労支援センター（ステップ）の支援員が就労に向けた支援を行う。

###### ○ 市営住宅の提供

感染拡大に伴う解雇により社員寮等から退去された方に市営住宅を提供する。

###### ○ 母子生活支援施設の入所

生活や育児等にお困りの母子世帯を支援する。

##### ② 生活面の支援

###### ○ 指定管理施設の利用キャンセルに伴う利用料金の返金等

札幌市の指定管理施設について貸室等の利用予定をキャンセルした場合、施設利用料金の返金等をする。

###### ○ 特別定額給付金

給付対象者1人につき10万円の特別定額給付金を支給する。

###### ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等に対し生活安定や技能習得などの資金の貸付け（無利子または低利子）の対象となる場合がある。

###### ○ 緊急事態宣言に伴う札幌市特別支援金事業

###### ○ 消費生活相談

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法、架空請求などについての相談を受け付ける。

###### ○ 札幌市生活就労支援センター（ステップ）

仕事や生活に困りごとを抱えている方の相談を受け、困りごとの整理や解決のための支援機関やサービスの紹介、経済的な自立に向けた就労支援、離職し求職活動を行う方のための住居確保給付金の支給、家計改善のための支援などを行う。

###### ○ 高齢者・障がい者生活あんしん支援センターによる相談支援

高齢者や障がい者が安心して地域で暮らすことを支援するために、以下の相談事業を実施する。

##### 【相談事業】

成年後見制度、福祉サービス苦情相談、高齢者・障がい者虐待相談、障がい者  
あんしん相談、日常生活自立支援

- 高齢者の総合相談  
市内27か所の地域包括支援センターで、高齢者及びその家族の相談に応じ、必  
要な支援を行う。
- 障がい者相談支援  
市内19か所の相談支援事業所で、障がいのある方や家族の生活及びその支援に  
関する相談に応じ、必要な支援を行う（例：福祉サービスの利用、健康、医療、不  
安の解消、情緒安定等に関する支援）。
- 精神科救急情報センターによる精神医療相談  
夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族などからの緊急的な精神  
医療相談を、電話にて受け付ける。
- こころの健康に関する相談  
こころの健康に関することなど精神保健福祉に関する電話相談を行う。
- 労働相談（解雇・休業関係など）窓口  
解雇・休業関係などについて相談を受け付ける。

#### 【相談場所】

北海道労働局・新型コロナウイルス感染症に係る特別就業専門相談窓口（市就  
業サポートセンター内）・新型コロナウイルス感染症に係る労働問題・社会保  
険の社会保険労務士相談窓口（市就業サポートセンター内）・あいワーク（東・  
清田・南・西）

- 給付金付き再就職支援「さっぽろ雇用セーフティプロジェクト業務」  
離職等を余儀なくされ求職活動を行っている方や、給与の減額または勤務日数  
の減少によって、生活を維持することが難しい非正規労働者等（定員300名）を対  
象として、給付金を支給しながら、座学研修及び職場実習、並びに希望者につい  
ては職業訓練を通じて再就職の支援を行う。
- 子育て全般の相談（就学前）  
就学前のお子さんの保護者を対象に、子育て中のいろいろな悩みごと、困りご  
とについて、必要な情報を提供や相談に応じる。
- DVに関する相談支援  
配偶者やパートナー、交際相手からの暴力に関する電話または面談相談を受け  
付ける。配偶者暴力相談センターのほか、各区保健センターでも相談を受け付け  
ている。
- 女性のための相談
  - ア 女性のための総合相談  
パートナーとの関係や、家庭における性別役割に関すること  
セクシュアリティや恋愛、対人関係に関わること  
職場や地域における性別役割に関わること
  - イ 女性のための法律相談  
DVや離婚、別居に関わること

- 職場や地域等でのセクシャル・ハラスメントなど  
性別を理由とした不当な扱い、嫌がらせなど
- ウ 特設相談窓口「女性のためのLINE相談」  
外出自粛や休校等の影響による、女性の困りごと
- ひとり親家庭の母又は父向け求人案内  
緊急にお仕事を探しているひとり親家庭向けのポータルサイト「シングルママ・パパ 緊急おしごとポータル」を開設
- 母子・婦人相談員によるひとり親家庭の相談支援  
ひとり親家庭の方の生活全般についての相談に対応
- 札幌市ひとり親家庭支援センターによる相談支援、就業支援  
ひとり親家庭の方の一般相談・父子相談・特別相談・就業相談に対応
- ひとり親家庭等日常生活支援事業  
ひとり親家庭等において、急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行う。
- 札幌市ファミリー・サポート・センター事業の利用料に対する補助金  
新型コロナウイルス感染症対策に伴い学校が臨時休業等となったことにより、札幌市ファミリー・サポート・センター事業（さっぽろ子育てサポートセンター、札幌市こども緊急サポートネットワーク）を利用した方に、利用料金の一部を補助する。
- 法律相談等  
市役所及び区役所で法律相談等（法律相談、交通事故相談、家庭生活相談、司法書士相談、不動産相談、人権相談、税相談）を定期的実施してる。
- ③ 経済的な支援
  - 生活保護  
生活に困っている方に最低限度の生活を保障し、自分で自分の生活を支えられるよう援助する。
  - 特別児童扶養手当及び心身障害者扶養共済制度に係る手続きの郵送受付  
通常、窓口での手続きとしているが、感染症拡大防止のため、当面の間、郵送対応をする。
  - 特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当に係る手続きの郵送受付  
通常、窓口での手続きとしているが、感染症拡大防止のため、当面の間、郵送対応をする。
  - 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当に係る手続きの郵送受付  
通常、窓口での手続きとしているが、感染症拡大防止のため、当面の間、郵送対応をする。
  - 保育料の減免  
収入が大きく減少したなどにより保育料のお支払いがお困りの方は、減免できる場合がある。



- 就学援助  
小中学生がおり、失業や事業の廃止により申請時点で無職の方については、前年収入を0円とみなし審査を行う。
- ひとり親世帯への臨時特別給付金  
児童扶養手当受給世帯等に対して給付金を支給する。
- 助産施設の入所  
保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の方が入所し、助産を受けることができる。
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金  
新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため仕事を休み、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができない場合に傷病手当金が支給される場合がある。
- ④ 税・保険料等の減免・猶予等に関する支援
  - 個人市民税、国税及び道税の申告の期限延長
    - ア 市税  
市民税・道民税（個人住民税）の申告期限を令和2年4月16日まで1か月間延長した。  
※令和2年4月17日以降も受け付けている。
    - イ 国税  
申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限を令和2年4月16日まで1か月間延長した。  
※令和2年4月17日以降も受け付けている。
    - ウ 道税  
個人道民税及び個人事業税の申告期限、個人事業税の課税免除及び不均一課税の申告期限などの期限を令和2年4月16日まで1か月間延長した。
  - 法人市民税等の申告・納付等の期限延長  
下記税目の申告・納付等を期限内に行うことができないやむを得ない理由がある場合、申請することで期限の個別延長を認めている。  
**【対象税目】**  
法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税
  - 税の猶予  
事業等に係る収入に相当の減少があった場合は、一定の要件に該当する場合に1年間、徴収の猶予をする。
  - 軽自動車税（種別割）に係る減免申請の郵送受付  
感染症の拡大防止のため、郵送での申請を受け付けている。
  - 介護保険サービス利用者負担金の減免  
失業や事業の休廃止等で生活が困窮し、各種介護サービスに必要な費用を負担することが困難であると市町村が認めた要介護被保険者が受ける介護給付について、1割から3割の利用者負担割合を、減免することができる場合がある。

- 国民健康保険加入手続きの届出期間延長  
感染予防のために来庁を避けたことにより届出期間を経過してしまった場合については、期間内の届出と同様の取扱いとする。
- 郵送による国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に関する各種手続き  
各種届出や保険証再交付の届出は、通常、窓口での手続きとしているが、感染症拡大防止のため、加入や世帯変更の届出を除き、郵送対応をする。
- 郵送による医療費助成の各種申請・届出  
医療費助成制度（子ども医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障がい者医療）の各種申請・届出については、通常、窓口での手続きとしているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、郵送対応をする。
- 離職した方に対する国民健康保険料の減額  
解雇、倒産等により離職した方は、届け出をすることにより、国民健康保険料が軽減される場合がある。
- 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の保険料減免  
主たる生計維持者又は被保険者の令和2年中の見込収入（給与・事業・不動産・山林）が昨年に比べて3割以上減少する世帯などについて、保険料が減免される場合がある。
- 介護保険料の徴収猶予
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の徴収猶予  
保険料を納付期限までに納付することが困難である場合、納付の期限について一定期間猶予できる場合がある。
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の病院等で支払う一部負担金の減免  
失業や事業の休廃止等で一時的・臨時的に生活が困窮し、一部負担金（病院等で支払う自己負担分）を支払うことが困難なときは、一部負担金を減免できる場合がある。
- 国民年金保険料の免除・猶予  
収入源となる業務の喪失や減収により所得が相当程度減少した方について、保険料を免除、猶予できる場合がある。
- 自立支援医療（更生医療・精神通院医療）の変更手続きの特例  
受診する指定自立支援医療機関の変更手続きを事前に行うことが困難であった場合に限り、受診後の変更手続きを受け付ける。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予  
貸付けを受けた方が、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを猶予が受けられる場合がある。
- 上下水道料金のお支払い  
生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けた方などを対象に、相談を受け付ける。
- 上下水道の一時的な使用の休止  
1か月以上の使用を休止される方は、使用休止期間の請求を止める。

- 市営住宅の家賃等減免  
収入が著しく減少した等、家賃の支払いが困難な方は、申請により家賃、敷金、駐車場使用料の減額、免除、徴収猶予ができる場合がある。
- 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの特例  
新型コロナウイルスの影響にて診断書の提出が困難な場合、診断書の提出を猶予しての更新手続きができる。
- 自立支援医療（更生医療・精神通院医療）の更新手続きの特例  
医師の診断書等を提出することが困難な場合には、自立支援医療受給者証の有効期限を自動的に1年延長する。
- ⑤ 外国籍市民に対する支援
  - 外国人への情報提供  
英語、中国語、韓国語の札幌市公式ホームページを閲覧できる（自動翻訳）。
  - さっぽろ外国人相談窓口  
解雇、実習の打ち切りやアルバイトが無くなった等、外国人市民の相談を受け付ける。
- ⑥ 事業者への支援
  - 中小企業向けの相談窓口  
緊急経営相談やテレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談、支援資金の融資対象認定などを受け付ける。
  - 中小企業向けの災害関連融資制度  
厳しい経営環境に置かれている市内の中小企業者等に対し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、「新型コロナウイルス対応支援資金」と「新型コロナウイルス緊急資金」の融資を行う。
  - 事業者向け給付金  
休業協力・感染リスク低減支援金（北海道）と休業協力・感染リスク低減支援金（札幌市）の給付を行う。
  - 事業者向け補助金  
国の小規模事業者持続化補助金に連動して上乘せ補助を行い、販路開拓等の取組を支援する。
  - 飲食店の未来応援事業  
購入型クラウドファンディングを活用して、市内飲食店の支援を行う。
  - 公共交通確保緊急支援金  
新型コロナウイルス感染症により利用者の減少などの影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）に対して、安定的な事業運営の継続及び感染拡大防止の推進に向け支援する。

(5) 感染者対応の整備状況

① 相談体制

【相談窓口の設置】

2月7日 帰国者・接触者相談センターを開設

2月14日 一般電話相談窓口を開設

【相談件数等の推移】

		4月	5月	6月	7月	8月
帰国者・ 接触者 相談センター	相談件数 (1日平均)	351件	278件	238件	280件	303件
	応答率	38%	78%	91%	91%	91%
	人員体制	7～9名	11名	11名	11名	11名
【参考】一般電話相談 窓口相談件数 (1日平均)		445件	268件	211件	238件	242件

【帰国者・接触者外来】

	4月	5月	6月	7月	8月
設置数 (各月末時点)	12か所	14か所	15か所	15か所	18か所

② 検査体制

【PCR検査センターの設置】

5月1日 新型コロナウイルス感染症の拡大に対応していくとともに、市内医療体制の維持とその支援や検査体制の強化を図るため、PCR検査の検体採取に特化した「PCR検査センター」を設置

7月23日 すすきの地区の接待を伴う飲食店における集団感染事例の発生などを踏まえ、「すすきの地区臨時PCR検査センター」を設置

【1日当たり検査能力】



③ 感染症病床及び宿泊療養施設

【第1波以前の感染症病床】

感染症指定医療機関：1施設／感染症病床：8床

【宿泊療養施設の設置】

4月20日～6月30日 東横イン札幌すすきの南（120室）

4月30日～8月31日 リッチモンドホテル札幌駅前（140室）

5月8日～ アパホテル&リゾート<札幌>（670室）

【病床数及び宿泊療養（室数）等の推移】

